

第 7 回

熊本県議会

農林水産常任委員会会議記録

平成30年3月13日

開 会 中

場 所 第 1 委 員 会 室

第 7 回 熊本県議会 農林水産常任委員会会議記録

平成30年3月13日(火曜日)

午前9時58分開議
午後0時5分休憩
午後1時0分開議
午後1時58分閉会

本日の会議に付した事件

議案第45号 平成30年度熊本県一般会計予算

議案第54号 平成30年度熊本県林業改善資金特別会計予算

議案第55号 平成30年度熊本県沿岸漁業改善資金特別会計予算

議案第91号 熊本県国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について

議案第108号 権利の放棄について

委員会提出議案 農協改革に対するJA自己改革の尊重・支援に関する意見書(案)

委員会提出議案 青果物等の首都圏への持続可能な輸送体系の構築に向けた支援を求める意見書(案)

閉会中の継続審査事件(所管事務調査)について

報告事項

①熊本地震による農林水産業の被害及び復旧・復興の状況について

②林地開発や農地転用等を伴う太陽光発電設備の現況について

③新規就農者の状況について

平成29年度農林水産常任委員会における取り組みの成果について

出席委員(8人)

委員長 山口 裕
副委員長 橋口 海平

委員 西岡 勝成
委員 村上 寅美
委員 前川 收
委員 前田 憲秀
委員 岩田 智子
委員 末松 直洋

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

農林水産部

部長 濱田 義之
政策審議監 福島 誠治
生産経営局長 川口 卓也
農村振興局長 西森 英敏
森林局長 三原 義之
水産局長 木村 武志
農林水産政策課長 千田 真寿
政策監 下田 安幸
団体支援課長 杉山 正三
流通アグリビジネス課長 山下 浩次
農業技術課長 堤 友信
農産園芸課長 大島 深
政策監 上田 慎二
畜産課長 中村 秀朗
農地・担い手支援課長 鳥井 修
首席審議員兼
農村計画課長 村山 直康
農地整備課長 福島 理仁
むらづくり課長 久保田 修
技術管理課長 今田 久仁生
森林整備課長 長谷川 誠
林業振興課長 古家 宏俊
森林保全課長 木下 節夫
水産振興課長 山田 雅章
漁港漁場整備課長 田尻 雅裕

農業研究センター所長 下 舞 睦 哉

事務局職員出席者

議事課主幹 甲 斐 博
政務調査課主幹 吉 田 晋

午前9時58分開議

○山口裕委員長 ただいまから、第7回農林水産常任委員会を開会いたします。

本委員会に付託されました議案等を議題とし、これについて審査を行います。

まず、議案について説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

説明を行われる際は、効率よく進めるため、説明は着座のまま簡潔にお願いします。

それでは、農林水産部長から総括説明を行い、続いて付託議案等について、担当課長から順次説明をお願いします。

濱田農林水産部長。

○濱田農林水産部長 着座にて失礼をいたします。

今回提案しております議案等の概要を御説明いたします。後議では、予算関係3件、条例等関係2件の計5件をお願いいたしております。

まず初めに、平成30年度当初予算についてでございます。

一般会計で791億円余、特別会計で9億円余、総額801億円余を計上しております。熊本復旧・復興4カ年戦略に沿って、復旧、復興の取り組みをさらに加速化させるとともに、競争力ある農林水産業の実現に取り組んでまいります。

主な内容について、7つの柱に沿って御説明をいたします。

まず、1点目は、生産を支える基盤の復旧、復興でございます。

熊本地震で被災した農地や農業用施設などの復旧に引き続き取り組み、大切畑ダムの復

旧工事に着手しますとともに、これ以外の農地等災害復旧箇所につきましては、平成30年度の復旧完了を目指します。また、農業水利施設の更新、あるいは農地の大区画化、農地中間管理機構を活用した担い手への集積やハウスの耐候性強化などにも取り組んでまいります。

2つ目でございます。

農林水産業における多様な担い手の確保・育成でございます。

「しごと」として選ばれる農林水産業、これを目指しまして、アプローチ、人材育成を強化いたしますとともに、雇用の受け皿となります働く場の拡大を図って若者の地元定着につなげてまいります。そのため、実業系高校との連携、研修制度の充実、認定農業者や農業法人などの経営力の向上、JAがみずから行う農業経営などに対する支援を強化してまいります。

3点目でございます。

農業生産力の回復、競争力の更なる強化でございます。

生産現場などの労働力不足に対しまして、モデル産地間の労働力マッチングや連携体制づくりに加え、外国人の受け入れ、育成を初めとしたグローバル農業拠点、いわゆる特区構想でございますが、これの体制整備を図ってまいります。また、米政策転換などに対応しました産地育成、広域農場の拡大や遊休ハウスの活用などによりますコスト削減、家畜改良の加速化によります生産基盤の充実などを通じ、競争力を強化してまいります。

4点目でございます。

サプライチェーンの強化と県産農林水産物等の認知度向上でございます。

くまもとの赤のプロモーション、地震からの復興を応援します大都市圏の量販店等と連携をいたしました効果的なトップセールス、これを強化しますとともに、6次産業化や企業参入の促進、新たな輸出展開、フードバレー構

想や地産地消推進などによりまして、国内外の流通、販売力を一層強化し、交流人口の拡大につなげてまいります。さらに、東京オリンピック・パラリンピックを契機とした農畜産物のGAP導入を進めてまいります。

5点目でございます。

中山間地における農のしごとづくりです。

モデル地区におけるビジョン作成支援に加え、収入の柱となる作物の導入、集落営農組織化による担い手の確保、農泊や農家レストラン、ジビエ利活用などの観光と連携をいたしました複合収入の確保策などを強化してまいります。また、これらの取り組みと一体となった基盤整備と農地集積を引き続き推進いたしまして、持続可能な農業の確立に向け、施策を強化してまいります。

6点目でございます。

森林の再生と県産材の需要拡大によります森林経営の強化でございます。

林業におきましては、崩壊した山地や治山施設の早期復旧に取り組みますとともに、多様な担い手の確保、育成と林業への定着のための研修体系の再編、充実を図ってまいります。

森林再生面では、森の担い手への森林集約化や多様で健全な森づくり、資源の循環利用に向けた適切な更新の確保などによります公益的機能のさらなる発揮につながる対策を強化します。また、県産材の需要拡大対策として、先ほども言っていました東京オリ・パラへの木材供給やPRなどの取り組みを加速してまいります。

最後の7点目でございます。

水産資源の回復と水産業経営の強化でございます。

有明海、八代海等の漁場環境の改善を図るために、覆砂などによります干潟の機能回復や漁業者等が行います資源管理の取り組み、また、漁業者の所得向上を目指しました浜の活力再生プランに基づきます施設整備や、ヒ

トエグサなどの海藻増養殖技術の開発などを引き続き推進してまいります。また、東京オリ・パラへの水産物供給に向けた認証取得と販売促進支援の取り組み、あるいは八代海における資源回復を目指した新たな種苗生産技術の開発等を強化してまいります。

以上のような取り組みによりまして、一日も早い熊本地震からの復旧、復興と稼げる農林水産業を実現してまいります。

次に、条例関係でございますけれども、2つございまして、1つは、熊本県国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例の制定、2つ目は、貸付金債権に係ります権利の放棄を提案申し上げております。

以上が今回提案しております議案の概要でございます。

なお、その他報告事項として3つ上げてございまして、地震による農林水産業の被害及び復旧、復興の状況、2つ目は、林地開発や農地転用などを伴います太陽光発電設備の現況、3つ目は、新規就農者の状況についてそれぞれ御報告させていただきます。

詳細につきましては、それぞれ担当課長のほうから説明させますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○山口裕委員長 引き続き説明をお願いいたします。

○千田農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。

お手元の農林水産常任委員会説明資料の1ページをお願いいたします。

平成30年度当初予算総括表でございます。

部長からも紹介がありましたが、一番上の本年度予算額(A)欄の一番下の一般会計で791億9,900万円余、特別会計で9億6,900万円余、総額で801億6,800万円余となっております。

2ページをお願いいたします。

農林水産政策課関係の予算でございます。

主なものを説明いたします。

まず、一番上でございます。

農業総務費のうち、職員給与費については、現在配置しております職員数により計上しております。職員給与費につきましては、各課同様でございますので、以下の各課の個別の説明は省略させていただきます。

下段の農政企画推進費の3ページをお願いいたします。

説明欄の3、グローバル農業交流推進事業は、農業分野におけるバリ州を初めとした海外との技術交流等に要する経費でございます。

中段の農業公園費は、農業公園の指定管理者への委託に要する経費でございます。

下段の林業総務費でございます。

4ページをお願いいたします。

説明欄の水とみどりの森づくり税PR事業は、税の制度や成果等の周知啓発に要する経費でございます。

農林水産政策課については以上でございます。

○杉山団体支援課長 団体支援課でございます。

資料は、5ページをお願いいたします。

主なものを説明いたします。

一番下の段の農業近代化資金等助成費は、説明欄1の農業経営の近代化に必要な施設整備等のための資金と、2の営農負債を借りかえるための資金に対する利子補給でございます。

6ページをお願いいたします。

上段は、ただいまの2つの資金について、償還期間中の債務負担行為の設定をお願いしております。

下段の農業金融指導事務費は、農業制度資金の円滑な運用を図るための事務経費等をお願いしております。

7ページをお願いいたします。

上段の農業信用基金協会出資金は、農業者への融資が円滑に行われるための農業信用基金協会に対する出捐でございます。

下段の農畜産特別資金助成費は、家畜農家の経営改善のための借りかえ資金等に係る利子補給費助成でございます。

8ページをお願いいたします。

上段の認定農業者等育成資金助成費の主なものは、説明欄の2、県低利預託基金貸付金で認定農業者に低利の運転資金を融資するための貸付原資を預託するものでございます。

下段の経営対策資金助成費につきまして、説明欄の1から次のページの6までは、以前に災害等対策として創設した資金に係る利子補給費助成等を行うものでございます。

また、7の平成28年熊本地震被害対策資金と8の平成29年台風被害等対策資金は、平成30年度においても引き続き被災農業者に必要な資金を円滑に融通するとともに、借り入れた資金の利子補給を行う等の金融支援策を実施するものでございます。

10ページをお願いいたします。

1段目の国庫支出金返納金は、農業改良資金の平成29年度償還分のうち、国庫補助金見合い分を返納するものでございます。

2段目の農業協同組合指導費は、農協に対する検査及び指導に要する経費でございます。

下から2段目の農業共済団体指導費のうち、説明欄の1は、農業共済組合に対する検査及び指導に要する経費です。

11ページの1段目の説明欄2、収入保険制度導入対策事業は、制度導入に係る普及啓発のための経費をお願いしております。

また、2段目の農業共済加入促進事業は、引き続き、農業共済加入率の向上のために掛金補助を市町村と連携して行うものでございます。

一番下の段、森林組合総合強化対策費のう

ち、説明欄の1は、森林組合に対する検査を実施するための経費でございます。

12ページをお願いいたします。

上段の説明欄の2は、森林組合に対する指導に要する経費と県森林組合連合会が実施する森林組合への研修等に必要な経費に対する助成でございます。

下段の林業金融対策費の内容は、林業振興資金貸付金で林業関係団体等の運転資金として金融機関に貸付原資を預託するものでございます。説明欄のとおり、(1)から次の13ページの(6)まで、森林組合、椎茸農協や樹芸農協等に対しまして、多様な資金需要に対応できるようメニューを設けております。

13ページが一番下の段、水産業協同組合指導費のうち、説明欄の1は、漁協に対する検査の実施のための経費でございます。

14ページをお願いいたします。

説明欄の3、赤潮特約掛金補助と、5、養殖業等セーフティーネット支援事業は、漁業共済の加入促進のために共済掛金の一部を助成するものでございます。

また、説明欄の6は、漁協に対する指導に要する経費と漁協の経営基盤や組織強化の取り組みに対して助成するものでございます。

15ページをお願いいたします。

上段の漁業近代化資金融通対策費は、漁業経営の近代化を図るための資金に係る利子補給を行うもので、あわせまして償還期間中の債務負担行為の設定をお願いしております。

下段の金融対策費のうち、説明欄の2の漁業振興貸付金は、海水養殖漁協と県漁連に対しまして、事業運営に必要な資金を融資するため、金融機関へ貸付原資を預託するものでございます。

16ページをお願いいたします。

説明欄の3は、漁業者の経営改善のための借りかえ資金に係る利子補給、説明欄の4は、資源管理計画、漁場改善計画及び浜の活力再生に取り組む漁業者が設備投資を行うた

めに借り入れる資金に対して利子助成を行うものでございます。

説明欄の5は、熊本地震により被災した漁業者への金融支援策を農業と同様に実施するものでございます。

下段は、先ほどの説明欄の3と4の利子補給等につきまして、償還期間に係る債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

17ページをお願いいたします。

林業改善資金特別会計繰出金は、各資金の貸し付け等に係る事務経費を一般会計から特別会計に繰り出すものでございます。

18ページをお願いいたします。

林業改善資金特別会計でございます。

3段目の林業・木材産業改善資金貸付金は、林業者及び木材事業者に対して貸し付ける無利子の資金でございます。

一番下の段の木材産業等高度化推進資金貸付金は、林業関係団体等へ運転資金を低利で融資するため、貸付原資を預託するものでございます。

また、次の19ページの1段目、説明欄2の農林漁業信用基金借入金償還元金は、木材産業等高度化推進資金の貸付原資の2分の1を農林漁業信用基金から県が借り入れておりますので、借入期間満了により返済するものでございます。

20ページをお願いいたします。

沿岸漁業改善資金特別会計でございます。

2段目の沿岸漁業改善資金貸付金は、近代的な漁業技術の導入等に必要な資金を無利子で貸し付けるものでございます。

団体支援課は以上でございます。

御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○山下流通アグリビジネス課長 流通アグリビジネス課でございます。

資料は、次の21ページからになります。

主なもののみを説明させていただきます。

まず、3段目の農政企画推進費ですが、フ

ードバレーアグリビジネスセンターの推進事業でございます。アグリシステム総合研究所内にありますフードバレーアグリビジネスセンターが行います試験研究、各種相談対応に要する経費でございます。

次に、下段の農産物流通総合対策費です。

右の説明欄の1の農産物等セールス拡大加速化事業は、これまで首都圏だけで行っていましたトップセールスを関西圏にも拡大して行うことで、新規事業として組みかえております。

3のくまもとの未来を築く子どもたちへの学校給食支援事業では、生産はあるものの、なかなか結びつかなかった学校給食への地元農産物の利用を地域の関係者を巻き込んで構築していくものでございます。

次の22ページをお願いします。

4の地域未来モデル事業は、新規事業でございますが、地域未来投資促進法に基づく農林水産分野の施設整備などに対する助成です。具体的には、地域経済牽引事業計画の認定を受けた企業等が行います先進性の高い取り組みが対象となります。

次の5から7までは、6次産業化関係の事業になりますが、特に7のくまもと6次産業化総合支援強化事業では、国の6次産業化交付金も活用しながら、JA中央会にありますサポートセンターと連携して6次産業化を推進いたします。

23ページをお願いします。

説明欄の8番と9番は、県南フードバレー関係の事業になりますが、8のフードバレー構想推進事業では、フードバレー推進協議会の運営負担金など推進に要する経費を、9のリスクに強い地域連携基盤づくり事業では、県南ブランドRENGAの確立を進めてまいります。

2段目の流通企画推進費では、大消費地から遠隔地にある本県の現状を踏まえた輸送改善の取り組みを拡充して取り組んでいくこと

としております。

3段目の流通体制整備促進費は、卸売市場の活性化に対する取り組みや、来年度予定されております全国青果卸売市場協会熊本大会への助成でございます。

最下段のブランド確立・販路対策費ですが、1の小ロット県産食材販路開拓支援事業では、少量でも魅力ある農林水産物を商談会などにより販路拡大してまいります。

次の24ページをお願いします。

2の「くまもとの赤」ブランド定着推進事業では、和洋中の料理人など、県内で代表になっていただいております、くまもと大使を活用しましたくまもとの赤のPR活動を展開してまいります。

3から7までは、農林水産物の輸出対策関係事業になります。

中ほどの4のアジアマーケット開発支援拠点設置事業は、香港事務所の設置及び運営に要する経費でございます。

5の海外輸出拡大プロモーション事業は、海外の百貨店や飲食店でのPR活動、または海外バイヤーの招聘など、海外対策でございます。

次の6の県産農林水産物等輸出推進総合支援事業は、産地対策でございまして、輸出に取り組めます生産者の掘り起こしや支援を行ってまいります。

次の25ページをお願いします。

7の訪日外国人食の連携輸出拡大事業は、熊本を訪れる外国の方たちの協力を仰ぎまして、海外でも売れる商品づくりを進めるものでございます。インバウンドの増加を生かした新規事業として取り組むこととしております。

8のくまもと地産地消活用促進事業では、メルマガなどにより地産地消の情報発信や、生産者から流通、食品加工業者、消費者まで、いわゆる川上から川下まで含めて構成されております食のネットワークの活動

支援などを行います。

下段の農業改良普及費のうち、新しい農業の担い手育成費は、企業の農業参入の推進や農業経営の定着に向けた取り組みに対する助成でございます。

流通アグリビジネス課は以上でございます。

よろしく御審議をお願いします。

○堤農業技術課長 農業技術課でございます。

続きまして、26ページをお願いいたします。

主な予算と事業のほうを説明させていただきます。

まず、26ページ、一番下の段の農業改良普及管理運営費でございます。

説明欄の1の協同農業普及事業でございますが、普及職員の現地での活動費や、県下11地域の農業普及・振興課等の管理運営等に要する経費でございます。

次のページ、27ページをお願いいたします。

27ページ、2段目の農業改良普及推進費でございます。

右側の説明欄の3のALLくまもと農産物生産支援体制強化事業でございますが、JAの営農指導力を強化するための農業団体に対する助成でございます。

次のページ、28ページをお願いいたします。

28ページ、中段の農業気象対策事業費でございます。

右側の説明欄の1の阿蘇火山活動の降灰対策としまして、降灰による土壌の酸性化を矯正するための資材購入に対する助成と、2の降灰量の測定や分析等に要する経費でございます。

なお、火山活動が活発化しております新燃岳の降灰につきましても、この事業で降灰量

の調査等を行うことといたしております。

次のページ、29ページをお願いいたします。

29ページ、上段の土壌保全対策事業費でございます。

右側の説明欄の1の環境保全型農業直接支払事業でございますが、地球温暖化防止などに効果の高い営農活動に取り組む農業者に対する助成でございます。

2の地下水と土を育む農業総合推進事業でございますが、地下水と土を育む農業の県民運動の展開やグリーン農業の推進などに要する経費でございます。

3の農業生産工程管理導入促進事業でございますが、GAPの認証取得への支援や東京オリンピックなどの国際大会へ県産農産物を供給するための販売促進活動等に要する経費でございます。

次のページ、30ページをお願いいたします。

30ページが一番下の段からは、農業研究センター費でございます。

30ページ、最下段の管理運営費でございますが、これは、31ページ、次のページの説明欄の2から4にございまして、農研センターの本部、各研究所の維持管理や施設の改修、空調設備の改修等に要する経費でございます。

次に、31ページの下段、企画経営情報費でございます。

次のページ、32ページをお願いいたします。

主な事業でございますが、32ページ、説明欄4のくまもと農業を拓く研究開発事業でございます。農研センター本部及び各研究所の試験研究費でございます。稼げる農業につながる県オリジナル品種の育成や収量、品質を高める技術開発などに要する経費でございます。

また、次のページ、33ページの上段の6の

次世代農業ローカルイノベーション創出事業につきましては、農研センター研究所の施設整備に要する経費でございます。

なお、この次世代農業ローカルイノベーション創出事業につきましては、平成28年の国の経済対策としまして、28年12月補正で予算化をお願いしまして、29年で繰り越して事業を実施しているものでございますが、熊本地震等の影響による設計のおくれや入札の不調などで今年度内の契約締結ができないことも想定されることから、再度、平成30年度当初予算としても計上をお願いしているものでございます。

33ページの下の段の農産園芸研究所費から、ページを飛びまして、38ページの上段でございますが、草地畜産研究所費までは、各研究所ごとの職員給与費、管理費、試験研究費でございます。説明のほうは省略させていただきます。

38ページをお願いいたします。38ページでございます。

下の段の農業施設災害復旧費でございます。これは、平成28年の熊本地震で被災をしました茶業研究所のガラスハウスの復旧に要する経費としまして、28年の5月補正で予算化をお願いしたものでございます。先ほどの次世代農業ローカルイノベーション創出事業と同じく、29年度へ繰り越して事業を実施しておりますが、年度内の契約締結に至らないことも想定されることから、30年度当初予算としましても計上をお願いしているものでございます。

なお、これらの事業につきましては、現在、再入札を行うなど、年度内での契約締結に向けまして、最大限の努力をしているところでございます。

農業技術課は以上でございます。

御審議をよろしくをお願いいたします。

○大島農産園芸課長 農産園芸課でございま

す。

資料は、39ページでございます。

上から4段目の新しい農業の担い手育成費につきましては、右の説明欄にありますように、熊本地震の発生に伴い顕在化した労働力不足に対応するため、1の熊本地震復興労働力確保対策事業では、モデル地区における国内人材の労働力確保対策を、2の新規事業としまして、震災復興農業外国人材受入育成事業では、熊本型特区の実現に向けて、外国人材の受け入れ、育成体制を整備するものでございます。

40ページをお願いします。

農作物対策費のうち、2段目の農作物対策推進事業費につきましては、右の説明欄1の経営所得安定対策推進事業は、国の水田活用品等交付金等に関して、市町村などが農業者へ制度説明、作付確認等を行う事業でございます。

3段目の農業気象対策事業費につきましては、右の説明欄の阿蘇火山等防災特産対策事業は、火山灰対策として茶の洗浄施設などを整備する事業でございます。

4段目の米麦等品質改善対策事業費につきましては、右の説明欄の1の主要農作物種子生産改善対策事業、次の41ページの2の主要農作物改良協会補助事業により、主要農作物種子法が廃止された後も、これまで同様に優良種子を確保するとともに、安定供給する体制を維持してまいります。

41ページをお願いいたします。

右の説明欄4のくまもとの米・麦・大豆魅力発信・競争力強化事業は、農業団体と連携し、米、麦、大豆の生産振興、販売強化、消費拡大に取り組む事業でございます。

42ページをお願いいたします。

1段目、右の説明欄6のくまもとの米新産地育成戦略事業は、国の米政策見直しを踏まえ、これまでの「くまさんの輝き」を中心としたトップグレード米の産地づくりに加えま

して、新たに需要が堅調なお弁当や外食向けの業務用米などの産地づくりにも取り組んでまいります。

2段目の畑作振興対策費につきましては、右の説明欄の地域特産物産地づくり支援対策事業では、お茶の高品質化につながる被覆資材や共同利用機械の導入などを支援する事業でございます。

3段目のい業振興対策費につきましては、次のページで説明いたします。

43ページをお願いします。

1段目の右の説明欄3のいぐさ・昼表生産体制強化支援対策事業は、イグサハーベスタなど省力化機械施設の導入支援を行うものでございます。

2段目の野菜振興対策費につきましては、右の説明欄4の露地野菜生産拡大対策事業は、国内産需要が増加しております需要に対応できる産地規模拡大に必要な機械導入等を支援する事業でございます。

次の44ページをお願いいたします。

右の説明欄6の阿蘇火山防災園芸対策事業は、火山灰対策といたしまして、園芸作物のハウスなどを整備する事業でございます。

説明欄7の攻めの園芸生産対策事業は、野菜、果樹、花卉の生産力の維持増大、気象災害に負けない産地づくりに必要な施設、機械の導入を支援する事業でございます。

次の45ページをお願いします。

2段目の債務負担行為の設定につきましては、野菜の価格安定対策資金の支払い保証に必要な限度額を設定するものでございます。

3段目の花き振興対策費につきましては、右の説明欄2のくまもとの花生産流通推進事業は、花の周年生産、供給体制づくりや、新たな需要拡大に向けた生花プロジェクトに取り組んでまいります。

次の46ページをお願いいたします。

1段目の果樹振興対策費につきましては、右の説明欄3の果樹競争力強化推進事業は、

果樹の高品質生産のため、これまでの屋根かけ栽培やシートマルチ栽培に加えまして、新たに家庭選別の共同化により、高品質、計画出荷にも取り組んでまいり事業でございます。

2段目の生産総合事業費につきましては、右の説明欄1の生産総合事業は、国の強い農業づくり交付金を活用いたしまして、選果場や低コスト耐候性ハウスなどの生産施設の整備に対し助成を行うものでございます。

47ページをお願いいたします。

1段目の説明欄2の産地パワーアップ事業は、国のT P P等対策予算を活用いたしまして、産地の収益力向上に必要な施設等の整備に対し助成を行ってまいります。

2段目の水田営農活性化対策費につきましては、右の説明欄2のくまもと土地利用型農業競争力強化支援事業は、米などの低コスト生産を進めるため、広域農場や中山間地域における生産組織の育成に必要な機械導入を支援するものでございます。

次の48ページをお願いいたします。

右の説明欄5の熊本広域農場構想推進事業は、広域農場の農地、労働力、機械など、生産資材を最適化するための総合営農管理システムの導入を支援するものでございます。

農産園芸課の説明は以上でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○中村畜産課長 畜産課でございます。

資料の49ページをお願いいたします。

まず、中段の畜産総合対策事業費でございます。

説明欄の畜産クラスター事業は、地域ぐるみで収益の向上を図るため、畜舎や省力化を進める搾乳ロボットなどの整備に対して助成するものでございます。今回、29年度国経済対策に呼応しておりますが、国が、一部要綱等の改正を踏まえ、今後のスケジュールを示しましたので、それに基づき当初予算に計上

しております。

最下段の畜産生産基盤総合対策事業費でございます。

右の説明欄の1の家畜改良増殖総合対策事業は、繁殖雌牛の改良に取り組む地域組織への助成や優良な雌牛の導入、また、肥育期間の短縮や、新たに地域内に3世代にわたる優良な雌牛保留に関する支援もいたします。

次の50ページの説明欄の2の家畜生産基盤総合対策事業は、乳牛の増殖や新技術開発など、さまざまな家畜の生産基盤の維持拡大に取り組む農業団体に対する助成でございます。

説明欄の3のひと・うし・しごとづくり事業は、地域のリーダーとなり得る畜産経営者の育成、確保に向け、研修施設として空き牛舎の改修や、指導者を雇用する経費など、体制整備を行う農業団体に対する助成でございます。

説明欄の4の放牧活用型草原等再生事業は、阿蘇の草原再生や中山間地域の耕作放棄地の解消を図るため、放牧に必要な牧柵、給水施設等の条件整備や家畜導入を行う農業団体に対する助成でございます。

次に、最下段の畜産経営安定対策事業費でございます。

説明欄の1の家畜畜産物価格安定対策事業は、肉用子牛、豚、鶏卵の主要価格変動による農家の損失を補填するための基金の造成を行うものでございます。

次に、51ページの説明欄の3の畜産総合対策事業は、畜産経営技術の高度化を図るための指導、助言や、畜産農家の経営を補完する共同利用畜舎等の整備を支援するものでございます。

次に、中段の循環型耕畜連携体制強化事業費でございます。

説明欄の1、2、次のページ、52ページの説明欄の3、4までの事業では、畜産環境保全の指導、堆肥の広域流通に対する経費の助

成、飼料用米等の自給飼料増産のための体制整備に対する助成でございます。

52ページの中段、畜産物市場流通戦略対策事業費でございます。

説明欄の2と3は、新規事業でございます。

2の畜産物輸出拡大推進事業は、輸出拡大に関する相手国の査察団受け入れ費用や、海外での商標などの銘柄を保護する取り組みに対する助成でございます。

また、説明欄3の畜産GAP推進事業は、東京オリ・パラへの食材供給に向け、畜産物GAPの認証取得を推進する経費でございます。

53ページをお願いいたします。

中段の家畜保健衛生所整備費でございます。

平成30年度は、城北家畜保健衛生所及び阿蘇家畜保健衛生所の調査、施工工事費並びに城北家畜保健衛生所の設計費を計上しております。

また、阿蘇家畜保健衛生所の工事及び城南家畜保健衛生所の設計等が31年度までかかることから、債務負担行為の設定もお願いしているところでございます。

最下段の家畜衛生推進対策事業費でございます。

説明欄の熊本県産業動物獣医師確保のための修学資金貸与事業ですが、県獣医師職員を初め産業動物診療獣医師の確保を図るため、獣医師系大学修学資金貸与事業を行う畜産団体に対する貸付原資の助成を行うものでございます。平成30年度は、6名分を計上しております。

54ページをお願いいたします。

家畜衛生・防疫対策事業費ですが、説明欄の1、2、3、4、次のページ、55ページの説明欄の5、6については、県内5つの家畜保健衛生所の管理運営に要する経費や、家畜伝染病発生予防、発生時における防疫資材の

備蓄等に要する経費を計上しております。

55ページの中段の広域農業開発推進費でございます。これは、農用地整備公団が昭和50年から平成10年まで実施した広域農業開発事業の負担金償還金でございます。なお、平成30年度で償還が全て終了いたします。

最下段の草地開発費でございます。

説明欄の公社営畜産基地建設事業費では、熊本市が東部地区で計画している家畜排せつ物処理施設の整備を行う熊本県農業公社に対する助成でございます。

畜産課は以上でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○鳥井農地・担い手支援課長 農地・担い手支援課でございます。

56ページをお願いします。

主なものを御説明いたします。

農村地域農政総合推進事業費の中で、説明欄2番の担い手育成緊急支援事業は、市町村や関係団体と認定農業者や地域営農組織等の担い手を育成するための取り組みですが、30年度新たに認定農業者が経営改善計画を実現するための課題等を調査するとともに、国の事業を活用しまして、意欲ある農業者からの相談の総合的な窓口となる経営相談所を設置するための助成費をお願いいたしております。

3番の農地流動化推進事業は、農地売買等支援事業を行う農業公社及び農地利用集積円滑化事業を行うJAの活動費や利子に対する助成でございます。

4番の耕作放棄地解消事業は、耕作放棄地の再生利用等を行う市町村に対する助成ですが、国の事業につきまして、これまで国が県の担い手協議会を通じて行っていたものが、30年度から県を通じた助成になります。

57ページをお願いします。

5番の農地集積加速化事業と7番の農地中間管理機構事業は、農地集積推進のための事

業でございます。

5番の農地集積加速化事業が、市町村の人・農地プランの作成支援、農業公社の集積活動に対する助成並びに国、県の集積促進交付金のための経費、7番が農地中間管理機構の活動に対する助成でございます。

6番の施設園芸集積総合支援事業は、中古ハウスを担い手にあっせんするための事業でございます。空きハウスの調査や中古ハウスのニーズ調査等の現状調査、さらに利用調整、ハウスの補修を行うJAに対する助成でございます。

58ページをお願いいたします。

9番の地域営農組織ステップアップ支援事業は、組織の設立及び法人化に向けた支援等の予算でございます。

10番は、新規事業で、本県農業の重要な担い手である農業法人の経営等の基礎調査と農業法人向けの経営相談を行う事業でございます。

その下の債務負担行為は、3番の事業で農業公社が行う農地売買支援事業のための借り入れ及び7番の事業で農地中間管理機構が借り入れた農地を条件整備するための借り入れに伴う損失補償でございます。

59ページをお願いいたします。

農業委員会等振興助成費は、市町村農業委員会及び県農業会議が行う農地事務、農地利用最適化、具体的には、農地集積、耕作放棄地の解消等の取り組みに対する助成でございます。

中段の青年就農給付金事業は、新規就農者への国の給付金で、就農前の研修期間及び就農後の不安定な期間の所得を確保するための農業次世代人材投資資金事業の予算でございます。就農前の研修のための準備型が111人、就農後の5年間の経営開始型が989人分の予算になります。国の給付金が平成24年度から始まりまして、制度開始直後に経営開始型を申請した人が多かったのですけれども、

これらの者に対する給付が、5年間の給付期間を終了しまして、29年度で終了しましたので、30年度の本事業の予算は、29年に比べまして2億円余減りますけれども、新規の申請分につきましては、29年度よりも増加するよう確保いたしております。

下段のくまもと農のひとづくり事業は、農業アカデミーや農業経営塾に要する経費ですけれども、30年度は、農業経営塾のこれまでの卒塾生の支援を強化することとしております。

60ページをお願いいたします。

上段の熊本型新規就農総合支援事業は、新規参入やUターンが増加し、多様化する就農形態に対応しまして、市町村やJA等と連携した相談等のサポート体制の整備や、認定研修機関や農業大学校が行う就農準備研修などを行うための経費でございます。

最下段の経営体育成支援事業は、担い手の経営改善に必要な農業機械等の整備に対する国の助成事業でございます。

61ページから62ページは、農業大学校の運営等の予算でございます。

62ページの最下段の農大教育トップリーダー育成事業は、新たに時代のニーズに対応したカリキュラムを再編するとともに、教員の資質向上などに取り組むものでございます。あわせまして、農業大学校と農業高校の連携強化のため、生徒や教員が連携した活動、研修などに取り組んでまいります。

農地・担い手支援課は以上でございます。

よろしく申し上げます。

○村山農村計画課長 農村計画課でございます。

主なものにつきまして御説明させていただきます。

説明資料の65ページをお願いいたします。

4段目の国営土地改良事業直轄負担金でございますが、国営土地改良事業に伴う県及び

地元の負担金でございます。平成30年度新規着手予定の八代平野地区を含む4地区が対象でございます。

一番下の土地改良事業等指導監督費でございます。次の66ページにかけまして説明がございしますが、熊本県土地改良事業団体連合会が行う土地改良事業に関する相談等の経費に対する助成、土地改良区等に対する指導研修及び検査等に要する経費並びに合併を目指す土地改良区の統合整備に対する助成でございます。

66ページをお願いいたします。

2段目の土地改良財産管理費でございます。

説明欄の水位観測施設撤去事業は、新規事業でございますが、農業用水利用のために菊池川に設置された水位観測施設の撤去に要する経費でございます。30年度は、設計委託として予算を計上しております。

一番下の段の土地改良施設維持管理事業費でございます。

説明欄の1の土地改良施設維持管理強化事業費は、土地改良施設の整備補修に係る資金造成、指導の補助、管理体制整備、予防保全対策、施設管理の省力化等に要する経費でございます。

説明欄2の基幹水利施設危機管理事業は、排水機場や頭首工等の農業水利施設の定期点検、突発的事故対応に対する技術者派遣を行う熊本県土地改良事業団体連合会に対する助成でございます。

67ページをお願いします。

説明欄の土地改良施設突発事故復旧事業は、新規事業でございます。排水機場の故障、パイプラインの破損など、土地改良施設の突発的事故が年々増加する中、土地改良施設の突発的事故時における緊急対応に要する経費及び市町村等に対する助成でございます。

一番下の段の農業農村整備調査計画費で

ざいます。

これは、今後県営事業として整備が必要な地区における基礎調査や事業計画作成に要する経費で、単県予算で実施するものでございます。

68ページをお願いいたします。

森林総合研究所営特定中山間保全整備事業負担金でございますが、平成15年度に着手し、平成21年度に完了しております森林総合研究所営特定中山間保全整備事業の阿蘇小国郷地区の県及び地元の負担金でございます。

2段目の県営土地改良調査計画費でございますが、これは、農業農村整備事業の新規予定地区の事業計画書策定などに要する経費で、国からの補助を受けて実施するものでございます。このうち、一部を震災関連として計上しております。全額国費の調査費でございます。このうち、一部を震災関連として計上しております。全額国費の調査費でございます。これは、農業用ダム・水路など、施設の劣化状況の変化を再診断し、地震の影響を検証するための調査でございます。

69ページをお願いいたします。

1段目の農業農村整備推進交付金でございますが、これは、市町村が行う農業農村整備事業に対する県の支援に要する経費でございます。

2段目の団体営農業農村整備事業費でございますが、これは、市町村、土地改良区が実施します農業生産基盤整備に対する助成でございます。

最後に、4段目の海岸保全直轄事業負担金でございますが、これは、玉名横島地区における直轄海岸保全施設整備事業に係る県の負担金でございます。

農村計画課は以上です。

○福島農地整備課長 農地整備課でございます。

主なものについて説明いたします。

70ページをお願いします。

5段目、土地改良費でございますが、内訳

について説明いたします。

71ページをお願いします。

最上段の県営かんがい排水事業費ですが、農業用の用排水路、排水機場等の整備を行うもので、下井手地区ほか26地区で計上しております。

また、4地区で債務負担行為の設定をいたします。

2段目、右側の説明欄をごらんください。宇土八水地区では揚水機場の整備、松の木塚地区では頭首工の整備、第二郡築地区では排水機場の整備、氷川下流地区では頭首工の整備として、それぞれ必要な期間と金額の設定をお願いしております。

72ページをお願いします。

1段目の農道整備事業費ですが、農道の新設、改良を行うもので、植木東部地区ほか9地区を計上しております。

2段目の県営畑地帯総合整備事業費ですが、樹園地等畑地帯のかんがい、区画整理、農道等の総合的な整備を行うもので、白浜地区ほか4地区で計上しております。

4段目の県営経営体育成基盤整備事業費ですが、区画整理、用排水施設、農道等の総合的な整備を行うもので、長坂地区ほか23地区で計上しております。

また、当事業につきましては、2地区で債務負担行為の設定をいたします。

最下段の右側の説明欄をごらんください。

昭和地区と、73ページの1段目になりますけれども、野崎地区において設定をお願いしております。両地区とも排水機場の整備に伴うものでございます。

次に、3段目の農地防災事業費でございます。

内訳としましては、最下段の防災ダム管理費ですが、説明欄にございますように、天君ダムほか2施設の管理委託費及び県管理海岸の樋門等の維持管理に要する経費を計上しております。

74ページをお願いします。

2段目の農地防災事業費でございますが、農地、農業用施設等の災害被害の発生を防止するための事業でございます。豊川北部地区ほか31地区で計上しております。

75ページをお願いします。

当事業は、3地区で債務負担行為の設定をいたします。

右側の説明欄をごらんください。

野崎地区、亀松地区、豊川南部地区において設定をお願いしております。3地区とも排水機場の整備に伴うものです。

次に、下から2段目の農地災害復旧費でございます。

内訳としましては、最下段の団体営農地等災害復旧事業費ですが、地震及び豪雨等で被災した農地や農業用施設の復旧を行う市町村等に対して補助を行う事業でございます。

76ページをお願いします。

1段目の県営農地等災害復旧事業費ですが、大切畑ダムの復旧事業費のほか、県が事業主体として実施する復旧事業につきまして計上しております。

本事業では、2地区で債務負担行為の設定をいたします。

右側の説明欄をごらんください。

上段は、県営農地等災害復旧事業のうち、秋津揚水機場地区及び大切畑地区の復旧工事において設定いたします。大切畑地区は、平成30年度から着工を予定しております。仮排水トンネル工事の施工に伴うものでございます。

また、下段ですが、30年度から、大切畑ダムに関する復旧事業を進めるため、西原村に新たに大切畑ダム復興事務所を設置いたしますが、施設の貸借につきまして設定するものでございます。

次に、3段目の農地等災害復旧受託事業をお願いします。

これは、市町村支援の一環として、地震等

により被災した農地等の復旧を市町村から受託して実施する事業でございます。

以上、農地整備課としまして、最下段のとおり計上しております。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○久保田むらづくり課長 むらづくり課でございます。

資料77ページをお願いいたします。

主なものについて御説明を申し上げます。

3段目、農政諸費でございます。

本費用は、世界農業遺産に登録されました阿蘇地域の支援に関する経費でございます。2つの事業を計上しております。

説明欄1つ目、世界農業遺産推進事業、これは、阿蘇地域の認知度向上のための認定効果を発揮させる取り組み、これを支援する経費でございます。

2つ目、阿蘇草原再生・しごと創生プロジェクト推進事業、本事業は、熊本地震で被災をいたしました阿蘇の草原再生、これと、農業、畜産の振興を目的としました採草・野草堆肥供給システムの構築に要します経費でございます。

続きまして、4段目、農村地域農政総合推進事業費でございます。

説明欄にございますふるさとの食継承・活用推進事業、これは、農山漁村の伝統的な食文化の継承と活用を図るために、県が認定します、くまもとふるさと食の名人、この活動を支援する経費でございます。

あけていただきまして、78ページをお願いいたします。

上段の山村振興対策事業費、これは中山間対策のソフトの支援に係る経費でございます。

主なもの2つ御説明申し上げます。

1番目、中山間地域等直接支払事業でございます。これは、平坦地域に比べまして生産条件の厳しい中山間地域におきまして、継続

的な農業生産活動等を行う農業者等に対して、直接交付金を交付するものでございます。

また、2つ目、説明欄2のくまもと里モンプロジェクト推進事業、これは、美しい景観の保全でございますとか、文化、コミュニティーの維持、地域資源を活用した内発的産業の創造、こういった農山漁村の活性化を目指す住民主体の地域づくり、その芽吹きを支援する経費でございます。

あけていただきまして、79ページ、2段目の農作物対策推進事業費でございます。

この予算は、鳥獣被害防止対策の総合的な対策予算でございます。議会質問等で部長から御説明申し上げましたとおり、4つの柱で推進をしております。生息しにくい環境の管理、2つ目として侵入被害の防止、3つ目として有害鳥獣の捕獲、そして4つ目として捕獲獣の利活用と、こういったものを総合的に推進をしております。

説明欄1にございます地域ぐるみの鳥獣被害防止対策パワーアップ事業、こちらは、鳥獣被害防止のための電気柵等の施設整備、無意識の餌づけストップの普及啓発、人材育成に係る経費でございます。

説明欄の2、くまもとジビエ活用支援事業、こちらは、捕獲しました鹿、イノシシの肉、いわゆるジビエを活用いたしまして、所得向上につながるような地域資源として有効活用するための取り組み、これに関する経費でございます。

このジビエ利活用については、少し補足報告をさせていただきますと、29年度、国の補正で、新規事業としてジビエ倍増モデル整備事業を創設されまして、これは国の直接採択でございますので、こちらの補正、当初のほうに予算計上してございませんけれども、先週、平成30年3月9日に熊本県が全国モデル地区に認定をされました。その推進母体としても、これも議会答弁にございましたとお

り、くまもとジビエコンソーシアムを立ち上げしてございます。構成は、県下の処理施設、農業関係者、食肉加工、流通、料理業界、それと、ICT産業、市町村等で構成をされております。

今後とも、このモデル事業によります中核処理施設の新設、あとは整備、一括製造等によりまして、コンソーシアムと連携をして、くまもとジビエのブランド化に努めてまいりたいと考えてございます。

80ページをお願いいたします。

4段目の土地改良費でございます。こちらは、中山間地域のハードを中心とした予算でございます。大きく3つで構成をしております。

説明欄1でございます。県営中山間地域総合整備事業費でございます。

こちらは、中山間地域におきます区画整理等の農業生産基盤整備と集落道路等の生活環境基盤の整備、これを総合的に県が事業主体で実施する経費でございます。県内16地区で実施をしております。

説明欄2、中山間地域農地集積促進事業、これは、今お話ししました県営中山間総合整備と連動しますソフトの経費でございます。中山間総合整備のうち、基盤整備を実施する地区で、農地集積や中間管理機構への農地の貸し出し等の割合に応じまして、農家負担を軽減するための助成でございます。

引き続き、81ページ、3つ目でございます。

説明欄3の中山間農業モデル地区支援事業、こちらは、中山間地域のうち、特に生産条件の厳しい地域で生産意欲の高い地域の農業ビジョンづくりに対します支援、または当ビジョンに基づきまして、地域みずからが実施します簡易な基盤整備あるいは小規模な施設の整備等に対します助成でございます。こちらで議会答弁ございましたとおり、本年度、意欲ある地域14地区をモデル地区として

認定をしました。今後、31年度までに33地区までに拡大し、強力に支援してまいります。県内の成功事例をつくりまして、これを牽引する地区として他の地域に波及をさせてまいります。

2段目の中山間ふるさと・水と土保全対策事業費でございます。

説明欄にございますとおり、中山間地域の農地が有します多面的機能、緑豊かな景観形成等の多面的機能の発揮に向けた啓発活動、例えば田んぼの学校でございますとか棚田ツアー、こういった活動を支援する経費でございます。

3段目、農地・水・環境保全向上対策事業費でございます。

説明欄にございますとおり、多面的機能支事業でございます。農業とこれを育む農村の持つ多面的機能、水源涵養等の機能を維持、発揮させるために、農家でございますとか地域住民等が共同で行います草刈り、あるいは水路の泥上げ、農道の補修等の活動に対します助成でございます。

むらづくり課は以上でございます。

御審議よろしく願いいたします。

○今田技術管理課長 技術管理課でございます。

説明資料82ページをお願いします。

3段目の地籍調査費でございます。県内の16市町村が行います地籍の明確化を図るための地籍調査事業に要する経費でございます。

次に、5段目の農業土木行政情報システム費でございます。

説明欄1の電子入札・工事進行管理システム開発事業は、電子入札、工事進行管理などの運営経費の農業土木負担分でございます。

説明欄2の農地情報図、GIS負担金は、農地情報図を県や市町村、農業関係機関で共同利用するために要する経費に係る負担金でございます。

83ページをお願いします。

3段目の林政諸費でございます。これも、電子入札、工事進行管理などの運営経費の林務水産負担分でございます。

技術管理課といたしましては、以上でございます。

御審議のほどよろしく願いいたします。

○長谷川森林整備課長 森林整備課でございます。

主なものについて御説明いたします。

説明資料の84ページをお願いします。

一番下の段、森林計画樹立費でございますが、85ページをお願いします。

説明欄2の森林整備地域活動支援交付金事業でございますが、森林経営計画作成や施業の集約化を促進するため、森林調査や境界確認などの活動費について助成するものでございます。

一番下の段、水とみどりの森づくり事業費でございますが、86ページをお願いします。

説明欄2の森と担い手をつなぐ集約化促進事業でございます。森林所有者に間伐などの森林整備を働きかけ、意欲ある担い手へ森林経営の委託や所有権移転のあっせん等を行うものでございます。

3、4、5の事業は、本県の森林整備の課題や森林環境税の検討状況を踏まえた新規事業でございます。

3の森林機能高度発揮の森林づくり事業は、これまでの針広混交林化促進事業の組みかえ新規になります。本年度までの事業では、強度の間伐と間伐木の林内集積に助成してまいりましたが、新たな事業では、災害に強い森づくりを目指し、流木被害を抑制するための強度間伐と間伐木の移動集積のほか、路網がない奥地化した森林においても事業実施が可能となるよう、路網整備についても助成対象としているところでございます。

4の森林資源循環利用推進事業と5の多様な豊かな森林づくり事業は、杉、ヒノキの人工林が主伐期を迎えており、主伐後の再造林等を推進するための予算を要求しております。

4の事業は、森林資源の循環利用を図るための植栽及び採穂園整備について助成を行うものです。5の事業は、水源地上流域等の森林の保全整備を図るため、広葉樹造林及び荒廃農地の造林に助成するものでございます。

下段は、説明欄2の事業に係る債務負担行為の設定でございます。森林経営に意欲ある担い手が、新たに森林を取得するために必要な資金を金融機関等から借り入れた場合の利子助成として、1件当たり上限20万円で年間100万円、4年以内の設定をお願いしております。

87ページをお願いいたします。

3段目の林業公社貸付金でございます。これは、林業公社が行う森林経営に必要な資金を貸し付けるものでございます。

88ページをお願いいたします。

1段目、流域総合間伐対策事業費でございます。これは、原木を木材加工施設等へ安定供給するための間伐及び路網整備について助成するものでございます。

5段目の造林事業費でございますが、説明欄1の森林環境保全整備事業は、植栽、下刈り、間伐など、一連の造林事業に助成するものでございます。

89ページをお願いいたします。

説明欄3の主伐・植栽一貫作業システム支援事業は、主伐と植栽を連続して行うことで、主伐で用いた機械を引き続き植採地の整理やコンテナ苗の運搬等に利用し、植栽作業の低コスト化を図るもので、国の新規事業も取り入れ、事業を拡充して取り組むものでございます。

次に、4段目、林業研究指導所費でございます。

森林、林業、木材産業に関する試験研究及び研修会実施等に要する経費を90ページにかけて計上いたしております。

91ページをお願いいたします。

県有林費でございます。

県有林の管理や作業道の維持、修繕、植栽、間伐等の森林整備に要する経費を92ページにかけて計上いたしております。

森林整備課は以上でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○古家林業振興課長 林業振興課でございます。

資料93ページをお願いします。

主な事業を中心に説明いたします。

3段目、水とみどりの森づくり事業費ですが、右の説明欄の1のくまもとの木と親しむ環境推進事業は、県産木材のよさや木材を利用する意義などを啓発する事業です。具体的には、幼稚園の木製椅子、机の導入支援や木製遊具の貸し出し、木育インストラクター養成講座などを実施するものです。

3の森づくり塾活動支援事業は、自分の山を手入れしたいが経験がないといった方など、新たな担い手の発掘育成のための研修を実施するとともに、その新たな担い手を指導していただく林業研究グループなど地域リーダーの活動を助成するものです。

94ページをお願いします。

1段目、森林整備促進及び林業等再生基金積立金ですが、これは、これまで資金融通しました木質バイオマス発電所、八代市と荒尾市にありますが、そこからの償還金を基金に積み立てるものです。

3段目、林業労働力対策事業費ですが、説明欄の2、豊かな森林づくり人材育成事業では、新規就業者の定着を図るため、林業事業体への巡回指導や意見交換を実施するほか、高校生の林業体験研修などに取り組みます。

95ページの説明欄の5、くまもと緑の新規

就業支援対策事業では、林業への就業希望者を対象にした長期集合研修を支援します。また、研修体系の再編、仮称ですが、林業大学の設置について検討してまいります。

資料95ページの最下段、木材産業振興対策費ですが、次の96ページの説明欄の3、木質バイオマス等エネルギー対策事業は、木質ペレットの供給体制の確立に取り組むものです。

96ページの2段目、県産木材需要拡大対策費ですが、次の97ページの説明欄の4のくまもと県産木造住宅づくり復興推進事業は、木造住宅を新築される方へ県産木材、柱や内装材などを助成するものです。

6の国際イベント森林認証材供給体制づくり事業は、9月補正で予算化していただきましたが、引き続き、オリンピック、パラリンピックに向け、森林認証材の供給体制の構築を支援してまいります。

なお、新国立競技場へは既に県産木材の供給が始まっております。また、選手村に建設されますビレッジプラザでも県産木材の使用が決定しております。

次の98ページの説明欄の7、くまもとの木材グローバルセールス支援事業は、県産木材の輸出に向けた販路開拓などに取り組んでいくものです。

資料98ページの2段目、木材需給安定対策費ですが、説明欄の2、くまもとの森林利活用最大化事業は、間伐材流通経費を補助するものです。

3、くまもとの木材流通システム支援事業は、いわゆる中間土場を活用して新たな流通システムの構築に取り組むものです。

資料99ページをお願いします。

1段目、林産物振興指導費ですが、説明欄の2は、特用林産物の生産、加工施設整備を助成するものです。

次の3は、キノコ、タケノコの県版GAPへの取り組みを助成するものです。

また、次の4に記載しておりますように、全国竹の大会が、来年度熊本で開催されます。その大会運営への助成も計上しております。

最下段、林業・木材産業振興施設等整備事業費ですが、説明欄の1の林業・木材産業振興施設等整備事業及び次の100ページの最上段2の緑の産業再生プロジェクト促進事業、この2つの事業は、高性能林業機械や木材加工施設、特用林産施設等の整備を助成するものです。

これらの事業は、その年の要望によって増減しますが、今回は、要望の一部を国の補正予算で前倒ししましたことから、99ページ最下段のとおり、前年に比べて1億2,000万円余の減額となっております。

資料100ページをお願いします。

表の中段、林道費ですが、次の段、林道事業費から、次の101ページの最下段、単県林道事業費までが、林道関係の事業です。それぞれの説明欄のとおり、県営林道の開設や市町村営林道の開設、改良、舗装などを実施するものです。前年度と比べますと、県営林道事業は変わりませんが、市町村営林道では、要望に応じて開設、舗装が少なく、改良事業が多くなっております。林道関係事業合計では、先ほどの100ページ中段の林道費で300万円余の増額となっております。

資料102ページをお願いします。

2段目、過年林道災害復旧費は、主に前年度に発生した林道災害の復旧を行うもので、災害の発生状況によって増減しますが、熊本地震の影響で平成29年度予算が突出しました関係で4億4,000万円余の減額となっております。

林業振興課は以上でございます。

よろしく申し上げます。

○木下森林保全課長 森林保全課でございます。

説明資料103ページをお願いします。

3段目、林政諸費について、説明欄にその内訳を記載しております。

1の森林・山村多面的機能発揮対策事業は、放置竹林の伐採など里山林整備の活動に対する補助金で、国75%補助の残りを県と市町村で補助しようというものでございます。

最下段の水とみどりの森づくり事業費は、説明欄のとおり、1の水とみどりの森づくり推進事業として、団体等が行う森づくり活動に対する補助や、2の水とみどりの森づくり普及促進事業として、森林ボランティア団体の支援や森林インストラクターの養成などの経費でございます。

なお、森林ボランティア団体の支援につきましては、具体的には、ボランティアネットワークという組織を立ち上げまして、そこに指導者を配置して情報交換等ができる環境を整えますとともに、研修会や活動報告会などを開催しております。ちなみに、現時点でのボランティアネットワークの登録団体の数としては58ほどあるというふうに聞いております。

続きまして、104ページをお願いします。

最下段の治山事業費は、説明欄のとおり、1の治山事業と、次のページ、105ページになりますが、2の治山激甚災害対策特別緊急事業を計上しております。

特に、この治山激甚災害対策特別緊急事業については、地震災の復旧事業として、被災の翌年から5年間、平成33年度までになりますけれども、計画的に山地災害を復旧していくという事業でございます。

2段目、緊急治山事業費については、説明欄のとおり、山地災害を緊急に復旧する災害関連事業でございます。南阿蘇村三ツ石地区ほか6地区で実施をすることとしております。

なお、この事業は、通常であれば当該年度に発生する山地災害に備えた待ち受け予算

——2億円程度になりますけれども、をお願いするところがございますけれども、平成30年度は、平成28年度の緊急治山の工事箇所のうち、不調、不落などの影響で7地区が29年度中に着工できないという事態も考えられますので、平成30年度当初予算で再度計上をお願いしております。同様に、平成29年度中に着工できずに、平成30年度当初予算に再度計上をお願いをしているものとしては、104ページの治山事業で7地区、105ページの単県治山事業(県営事業)で9地区が含まれております。

同じく、105ページの3段目、単県治山事業費でございます。

その内訳としては、説明欄のとおり、1の単県治山事業(県営事業)は、国補助の対象とならない小規模な山地災害の復旧を行うもので、天草市中の迫地区ほか16地区で実施を予定しております。

2の単県治山事業(市町村営事業)は、市町村が行う治山事業に対する補助で、山都町鶴ノ平地区ほか6地区で実施を予定しております。

106ページをお願いします。

説明欄をお願いします。

3の森林保全施設管理整備事業は、落石防止柵の機能回復のための工事でございます。具体的には、落石の緩衝材の取りかえですとか鋼材の塗りかえ等を行うもので、球磨村俣口地区ほか1地区で実施をします。

最下段をお願いします。

保安林整備事業費です。

この事業は、説明欄のとおり、保安林の機能を維持、強化するための改植、植えかえや本数調整伐を実施する事業で、八代市笹尾地区ほか52地区で実施をしようというものです。

107ページをお願いします。

3段目、みどり森林管理事業費です。

その内訳としては、説明欄をごらんくださ

い。

1のみどり空間管理事業は、継続事業で、県有の森林公園の管理経費でございます。

2の県民の森林づくり緊急整備事業は新規事業で、立田山森林公園の施設整備等に要する経費でございます。地震で傷んだ防火水槽などの施設や老朽化して危ないアスレチック遊具などの整備を行うものでございます。費用負担については、県と市が2分の1ずつを負担することとしております。

5段目の過年治山災害復旧費については、平成28年の地震災、豪雨災関連の施設災害復旧工事の経費でございます。その30年度分を計上しております。

108ページをお願いします。

直轄災害復旧事業負担金です。

説明欄をごらんください。

国に直轄代行をお願いしている阿蘇管内における治山施設災害復旧事業について、平成30年度の工事箇所である南阿蘇村内早川地区ほか8地区に関する県の負担金を計上しております。

森林保全課は以上でございます。

よろしく申し上げます。

○山田水産振興課長 水産振興課でございます。

主な事業について御説明をさせていただきます。

資料のほうは、109ページからですが、110ページをお願いいたします。

下段の浅海増養殖振興事業費の説明欄3「クマモト・オイスター」生産・ブランド化推進事業をお願いしております。

これは、クマモト・オイスターの種苗生産や養殖技術の向上とともに、新たな産業としての育成を図り、本県を代表する熊本ブランドとして確立を図るものでございます。

111ページをお願いいたします。

同じく、浅海増養殖振興事業費の説明欄6

に、新規事業として新たな稼げる養殖業推進事業をお願いしております。

これは、マガキ、ヒトエグサの生産性の向上のため、マガキの天然採苗試験、ヒトエグサの人工種網の量産試験を行うとともに、品質管理の指導を行うものでございます。

次に、説明欄8に、新規事業として、海域漂流物地域対策推進事業をお願いしております。

これは、台風や大雨により海域へ流入してくる流木等の回収、処分等を行うものでございます。

112ページをお願いいたします。

上段の水産物流通対策事業費の説明欄1、漁村における「うみ・ひと・しごと」づくり推進事業をお願いしております。

これは、浜の活力再生に向けた本県水産業の持続的な発展と活力ある漁村を実現するために、漁業生産量の増産や国内外での水産物の販売促進、新規漁業就業者の定着促進などについての支援を行うものでございます。

次に、説明欄2、市場と連携した魚食普及推進事業をお願いしております。

これは、水産物の地産地消、魚食普及を推進するため、市場等と連携した魚食普及活動や全国水産物商業協同組合連合会が開催する熊本大会の支援を行うものでございます。

113ページをお願いいたします。

上段の漁場環境等対策事業費の説明欄3、水産多面的機能発揮対策事業をお願いしております。

これは、水産業、漁村の活性化を図ることを目的として、漁業者等が行う藻場や干潟の環境生態系保全や海の安全確保など、水産業、漁村の多面的機能の発揮に資する活動の支援を行うものでございます。

次に、下段、水産資源保護育成事業費の説明欄1、さかながとれる豊かな海づくり事業をお願いしております。

これは、本県水産物の安定供給と漁業経営

の収益性の向上を図るため、稚魚の共同放流等の実施に対する助成、資源管理型漁業と栽培漁業の推進を図るものでございます。

次に、説明欄2、有明海・八代海再生事業をお願いいたしております。

これは、有明海、八代海における魚介類の生息環境調査や増養殖技術開発を通じて漁業の再生と生息環境の改善を行うもので、今年度から、八代海で新たにアジアカエビやキジハタなどの種苗生産の技術開発を行うものでございます。

114ページをお願いいたします。

中段の施設整備事業費をお願いいたしております。

これは、浜の活力再生加速化支援事業で、浜の活力再生プランに位置づけられた共同利用施設の整備等が着実に実行され、漁家所得の向上や経営体質の強化が図られるよう、漁協等を支援するものでございます。

1ページ飛んで、116ページをお願いいたします。

右側の最下段、漁業取締事務所施設賃借をお願いしております。

これは、上段の説明欄5、漁業取締事務所、牛深事務所ですが、移転事業で、漁業取締船「あそ」の事務所として使用している牛深事務所について、平成30年度から32年度にかけて施設を賃借するため、債務負担行為を追加するものでございます。

117ページをお願いいたします。

水産研究センター費をお願いいたしております。

説明欄2に、新規事業として、水産研究センター港整備事業をお願いしております。これは、港を整備するための栈橋としゅんせつの調査に要する経費でございます。

次に、説明欄3に、新規事業として、試験調査船「ひのくに」代船建造に係る設計業務委託事業をお願いしております。これは、老朽化した試験調査船「ひのくに」の代船建造

に伴う設計に係る経費でございます。

次に、説明欄4に、新規事業として、稼げる食用海藻高度化事業をお願いしております。これは、有用海藻類の増養殖研究に係る経費でございます。

118ページを飛びまして、119ページをお願いいたします。

説明欄13に、水産研究センター施設保全事業をお願いいたしております。これは、水産研究センターの空調設備の改修等に要する経費でございます。

水産振興課は以上でございます。

御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○田尻漁港漁場整備課長 漁港漁場整備課でございます。

資料の120ページをお願いします。

主なものについて御説明します。

まず、中段の水産環境整備事業費でございますが、効用の低下している漁場の生産力の回復や生息場の環境改善を目的に、有明海・八代海等の再生に向けた熊本県計画に基づき、覆砂や藻場造成等を行うもので、有明海東地区ほか2地区を予定しております。

下から2段目の漁港建設管理費でございますが、内訳としまして、主なものを御説明します。

最下段の漁港関係海岸保全事業費につきましては、右の説明欄の1の漁港関係海岸保全事業費は、堤防や護岸等の漁港関係海岸保全施設の整備を行う事業で、市町に対する助成でございます。

121ページをお願いします。

上段の説明欄の2の災害関連大規模漂着流木等処理対策事業費につきましては、災害により海岸に漂着した流木やごみ等の処理に要する経費でございます。

下段の単県漁港改良事業費につきましては、右の説明欄の1の単県漁港改良事業費と2の単県漁港漁場施設補修事業費にあります

ように、漁港漁場及び海岸施設におきまして、国庫補助事業の対象とならない小規模な改良、しゅんせつ、補修等を行うための経費及び3の水産基盤整備交付金は、市町等が実施します水産基盤整備事業及び漁場の保全や回復に資する事業に対する助成でございます。

122ページをお願いします。

中段の漁港管理費につきましては、漁港及び漁港海岸の管理者として適正な維持管理を行うために要する経費をお願いしております。

主なものとしましては、右の説明欄にございます3の県管理漁港内放置船対策事業は、県管理の牛深漁港内に長年にわたり放置されている船舶で、所有者に対し再三の撤去指導にもかかわらず、撤去されず、老朽化が進み、台風や大雨等による転覆、沈没、流出が懸念され、沈没等による漁業活動への支障や、ほかの船に被害を及ぼすなど、特に緊急が必要な船舶につきまして、漁港の適正な維持、保全のため、撤去処分を行うための経費でございます。

下段の漁港施設機能強化事業費につきましては、堤防や岸壁等のかさ上げ、改良及び機能診断等により、漁港施設の機能強化を図るための経費でございまして、塩屋漁港ほか3漁港を予定しております。

123ページをお願いします。

上段の漁村再生整備事業費につきましては、既存施設の有効活用の観点から、漁港施設の生活環境施設の整備を行うために要する経費及び市町に対する助成でございまして、塩屋漁港ほか5漁港を予定しております。

2段目の漁港関係港整備事業費につきましては、主なものは、右の説明欄の2にあります水産物供給基盤機能保全事業費ですが、漁港施設の長寿命化対策工事によります更新コストの平準化及び縮減を図るために要する経費並びに市町に対する助成でございまして、熊

本地区ほか9地区を予定しております。

下段の水産流通基盤整備事業費につきましては、安全、安心な水産物の安定供給を図るため、流通拠点となる牛深漁港におきまして、品質、衛生管理の向上及び陸揚げ、集出荷機能の強化を目的に、漁港の整備に要する経費でございます。

124ページをお願いします。

上段の水産生産基盤整備事業費につきましては、右の説明欄の1にありますように、水産資源の維持、増大と水産物の生産機能の確保を図るため、浅海域における漁場、藻場、干潟、養殖場と当該漁場に関連する漁港施設の整備を行うために要する経費及び2の市町に対する助成でございまして、塩屋漁港ほか3漁港を予定しております。

中段の漁港機能増進事業費につきましては、漁港の利用者や生産者の就労環境の改善及び漁港の機能増進を行うために要する経費でございまして、下桶川漁港を予定しております。

下段の海岸漂着物等地域対策推進事業費につきましては、沈没船等の海洋ごみの回収、処理に要する経費でございます。

125ページをお願いします。

漁港災害復旧費につきましては、平成30年度に県管理漁港及び漁場施設で災害が発生した場合に、早期の災害復旧を図るために要する経費でございます。

漁港漁場整備課は以上でございます。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○村山農村計画課長 農村計画課でございます。

説明資料の126ページをお願いいたします。

条例改正でございまして、127ページの概要をごらんください。

熊本県国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例の制定についてござい

ます。

2の条例制定の趣旨にございますとおり、土地改良法及び土地改良法施行令の一部改正により、法第88条が、法第87条の5に条ずれが生じたこと及び受益者から徴収する負担金の徴収期間の起点が明確化されたことから、今回関係規定を整理するものでございます。

以上でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○杉山団体支援課長 団体支援課でございます。

資料の130ページをお願いいたします。

第108号議案、権利の放棄についてでございます。

次の131ページで説明させていただきます。

まず、議案の概要ですが、新規就農者に対し貸し付けた農業改良資金貸付金につきまして、当該債務者が破産し、連帯債務者、保証人は死亡、その相続人及び相続財産もなく、今後の回収の見込みがないため、権利を放棄するものでございます。

議案の提出の趣旨につきましては、地方自治法第96条の規定によりまして、権利の放棄に当たっては、議会の議決をいただく必要があることから、今回提出させていただくものでございます。

3の内容に主な経緯を記載しております。

平成11年度に290万5,000円を貸し付けましたが、平成28年1月に債務者が任意整理の手続に入りまして、3月の破産、免責申し立てを経て、6月に破産免責が決定しております。また、3名の連帯債務者、保証人は死亡しておりますして、その相続人につきましても、調査の結果、いずれも死亡あるいは相続放棄をしていることが判明いたしました。

以上のことから、法的に請求できる相手がおらず、今後の回収見込みがなくなったため、未償還元金の70万円と未償還元金に係る

違約金の請求権につきまして権利の放棄を行うものでございます。

説明は以上でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○山口裕委員長 以上で執行部の説明が終了しました。質疑を受けたいと思います。

質疑を受けた課は、課名を名乗った上で、着座のまま説明をしてください。

質疑はありませんか。

○前川収委員 まず、59ページの農地・担い手支援課の農業改良普及推進費の中の青年就農給付金事業についてでありますけれども、新規で就農なさる皆さん方の準備型と、それから経営開始型ということで、ずっと支援――5年ぐらい前ですかね、始まったのは。やってきて、ずっと期待しておりましたけれども、最初、制度の導入時に、全く農業と縁のない方が新規に入る場合と、親元就農、お父さん、お母さんが農業をやってて親元就農なさるときに、最初のときは、随分親元就農に対しては薄くて、新しくされる方に非常に厚くその制度の内容がなって、それってやっぱりおかしいんじゃないですかと。親元就農というのは、やっぱり全て設備が整ってるわけですから、親元就農が100%今の農家に跡取りができれば農家は減らないわけですから、そういうのにしっかり手厚くすべきだということを言ってきておりますが、現状は、今回のこの予算も含めてでありますけれども、その新規就農の親元就農についてはどういう形になってるかについて教えていただきたいのが第1点ですね。

それと、2つ目が、先議のときにも話をしましたけれども、森林環境税が、平成31年から森林環境譲与税ですかね、300億だったですかね、全国ベースで。譲与税の給付が始まるわけでありまして、それに合わせた新たな森林管理システムというものが、県、国で構

築されて、その法案が今国会内で議論をされている最中であります。新たな譲与税は、市町村に対して行くわけでありますから、市町村がどう森林経営にかかわっていくかという部分と、ここで、86ページなんですけれども、森林整備課で御提案いただいております、いわゆるこれは、水とみどりの森づくり税を使った新たな事業というものが3つ提案されております。従来型の事業を少し変えた形でやってらっしゃるわけでありますけれども、まず第1点は、新たな森林管理システムというものの法案が、まだ審議中でありますけれども、これはやっぱりしっかりその中身を周知しながら、市町村との連携というものをしっかりやっていかないと、市町村では譲与税が来ても、多分何に使っていいかわからないと言う。山のほうの人は需要がたくさんあると思いますが、例えば、熊本市にも譲与税は来るわけでありまして、人口比とか人工林の比率に応じて、その森林のための費用が来ます。ただ、熊本市には森林課はありません。森林整備課もなければ、いわゆる森林ということに特化した課はいまだないわけでありまして、誰がどうやってやるのかが全く見えてない、再来年から始まるので。そういった部分というのは、もちろん国の制度ではありますけれども、県がしっかり主体性を持って連携をとっていかなければならないというふうに思っていますし、今回のこの3つの、86ページの3、4、5ですね、マル新がついてるやつ。この部分と新たな森林環境譲与税の整合性というものについてお尋ねをしたいと思います。

○鳥井農地・担い手支援課長 青年就農給付金についてのお尋ねでございますけれども、親元就農者が給付金を受給できる場合というのは、例えば、当初は厳しかったんですけども、県等で要望した中で改善をされております。

現在、就農者が親とは別の部門を開始する、もしくは5年以内に親から経営を移譲する、そういったことの場合については給付金を受給できるというふうになっております。そういったことで、特に市町村と一緒にそういった制度のことをよく説明をしまして、一人でも多くの親元就農の方に給付できるように取り組んでおります。

○長谷川森林整備課長 新たな森林管理システムの御質問が前川委員からございました。

前川委員御指摘のとおり、市町村が主体となって森林環境譲与税を財源として新たな森林管理システムを動かしていくこととなります。

県としましては、市町村としっかり連携してシステムを動かしていく必要があるというふうに考えております。具体的には、昨年10月に情報連絡会議を立ち上げて、市町村と情報の共有や課題の整理等を行っているところでございます。

現在、45市町村に対しまして、新たな森林管理システムの実施体制、そういうのをどういうふうに取り組んでいくかということの調査をアンケート形式で送っているところでございます。今月中に回答がありますので、そういったものを踏まえながら、市町村とヒアリング、意見交換を行いながら効果的にシステムを動かしていきたいというふうに思っております。

2つ目の86ページの3から5の事業でございますが、3の間伐につきましては、今回の新たな事業では、急傾斜地とか、溪流沿いとか、流木が発生しやすいような箇所を重点的にやっていきたいというふうに思っております。市町村のほうでも、新たな森林管理システムで意欲のある経営体に経営を委託できなかった条件不利地の森林については市町村が間伐を行うようになっておりますけれども、そういった間伐とこういった県の行います災

害に強い森づくりとはしっかりと仕分けができるというふうに考えているところでございます。

それと、4番と5番が再造林対策になります。再造林については、森林環境譲与税のほうでは取り組まないということで、国のほうからの説明は聞いておりますので、そういったことでしっかりと調整ができるというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○前川収委員 まず、青年就農給付金なんですけれども、しっかりこれは使っていただきたいと思いますが、親元就農者が5年以内に経営譲渡しなきゃいけないという要件がついてるのが、非常に大きな何というか、荷物というかな、制限になってるんですね。

例えば、新規就農者が18歳で高校を卒業しましたと。で、就農します。もしくは大学卒業して就農します。大学生だったら22歳ですね。多分22歳の子供さんの親御さんというのは、平均は知りませんが、30歳で産んだにしても52歳ですよ。全く働き盛りの方が、その後5年間で子供に全部譲れということの制約そのものが、非常に私は最初から矛盾しているというふうに思っていましたし、そういうところについて、やっぱりこれからも国に対してもう少し長く——少なくとも60歳で定年する時代に、もう大体それよりもっと延びてる時代の中であって、もちろん仕事はしていいけど経営権を全部やるというのは、非常にやっぱりその家にとっては大きなことだし、経営権を全部やる時は借金も含めて全部やらなきゃいけないわけですよ、全部。それは、施設園芸だろうが、それから畜産関係だろうが、初期投資に相当お金をかけてやってらっしゃる皆さん方が、子供が就農したから5年後には借金も含めて全部やらないと、この新規就農の給付金が使えないという現状が今でもあるということでもありますの

で、もちろん使ってもらうための改善を、これからもしっかり国に現実に合う形の中で御要望をいただければというふうに思っておりますので、これはもう要望でいいです。改善策が何かあれば言ってください。

それと、もう一つの森林環境税の話については、いずれにしても、このいろいろな仕分けをしっかりとやりながらやっていかなきゃいけないし、まだ1年ですけれども、もう1年ということになっているわけで、この森林環境税をつくるためには、いろんな努力を私もしてまいりましたし、皆さんと一体となってやってきたと。林業界の悲願であったというふうにも思っております。

それが、一番怖いのは、300億もの国民の財源をいただいて、もちろん財源を取り始めるのはもっと後から、38年ぐらいから、39年か、平成38年だったろ。まあいいです。それはいいです、何年だろうが。ちょっと後になりますけれども、そのお金がしっかり使われるということができないと、そもそも国民の皆さんからいただく税金でありますから、その有効活用というのは当然のことでありまして、しかも目的税的なものになりますので、そこはやっぱり皆さんと一体となって、しっかりやっていただきたいというふうに思いますので、ぜひ、市町村との連携というものについては、これから——我々の認識で行くと、かなり市町村では、まだ認識が我々とは大分違う部分があると思いますので、より精査して頑張っていただければというふうに思います。

以上です。

○鳥井農地・担い手支援課長 国に対する要望につきましては、5年間を延長する、そういったことにつきまして引き続き要望してまいります。また、現実的には、部門を例えば息子さんが別にするとか、そういった現実的なことも市町村と協議して対応してまいりた

いと思っております。

○村上寅美委員 112ページです。

水産物の流通対策ということで、ちょっとお聞きしたいんですけど、これは卸売市場と連携とってというようなお話になつとるけど、今やってないの、連携とってないの——、が1つ。それから、今後どういう対策をとろうとしているのか。その2つを教えてください。

○山田水産振興課長 水産振興課でございます。

まず、市場と今既に連携はとってないのかということの御質問でございますが、魚食普及推進協議会というものを組織いたしておりますので、その中に市場のほうも入っていただいておりますので、現在、既に連携をして、魚食普及、水産物の消費については一生懸命努力しているところでございます。

ただ、今回、また全国水産物商業協同組合連合会の全国大会が、1つ大きな柱として魚食普及をやはり掲げていこうというふうなことを上げられております。これについてしっかりと支援をして、より深めた連携をして魚食普及活動を進めていきたいということで今回お願いしているところでございます。

○村上寅美委員 それは10月7日の話だろう、水産物の。

○山田水産振興課長 はい。10月7日、8日のものでございます。

○村上寅美委員 3,000人ぐらい、全国の魚屋さんの小売業の全国大会だな。3,000人だから、2泊3日かな、3泊4日か知らぬけど。だから、当然、観光とか景気とか相当潤うと思うんだよね。それに対するどういう手法を、県としては幾ら支援するというのも

だけど、要するに、どういうシステムでどういう応援の内容をしているんですかというのがちょっと僕は気になるから、それを聞きたいのと、1点はですね。

そして、もう一点は、前々から言ってるけど、有明海、八代海、特に有明海の問題としては、有明海は、再生とか、今死んでるから。その認識が皆さんにあるかないかということで、もうとにかく水産物は4分の1に激減している。だから、油は高いから海に行っても油代にならないというような、天草もそうらしいよ。そういう話を漁師から直接聞くもんだから、それは何とか国も含めて県も含めてシステムをつくらないと漁業者は困るわなという問題があるんですね。

だから、それは、今度水産庁長官の長谷さんにも、要望書は持って行ってないけど、とにかく有明海に一回来てほしいと、船も準備するからと、熊本県の船を。だから、有明海を見て、そして実態がこうだということを認識してもらわないとね。要望だけここで聞いてもペーパーカンパニーで終わってしまうから——、と言って半分な約束させたようなことで、年内に来てくれると思うけど、その辺のところをやっぱり再生の手法をどうするのかと。

さっき言った、じゃあ、再生ということで一つの結論が出ているのは、もうこればかり言うようだけどヘドロなんですよね、ヘドロ。これは阿蘇と雲仙があるから、もう128年間干拓がなされてないということで、我々の生活排水も入れて有明海は死んでいるんですよ。だから、そういう認識は——川辺あたりは50年ぐらい一生懸命やるとるけど、有明海というたって、潮というか水というか、これであれしてしまうから下のほうは見えないし、もう漁師は飯が食えなくなってる、現状に。だから、この辺の対策を今後どうしていくかという、勉強会からでもいいからスタートしてもらいたいなというのは、もう前回の

——きょうは農林水産委員会かな。

○山口裕委員長 はい。

○村上寅美委員 有明海、八代海のときも言いました。ごめんなさい。そういうことですから、部長、あなたは去るかもしらぬけど、ちゃんと段取りしてやってくださいよ。

○山田水産振興課長 まず、1点目の大会をどういうふうに応援していくか、また、今後どういうふうに取り組んでいくかということについてでございますが、大会自体は10月の7日、8日ということで、まだ若干ちょっと時間がございますので、しっかりとこれについては鮮魚商組合と打ち合わせ、連携をしながら具体的なことは詰めていきたいというふうに——まだ詳しくは固まっておりますので、今後詰めていきたいというふうに考えております。

また、魚食普及につきましては、若い魚商組合の方々、職員さん方々が、なかなかやっぱり技能向上が最近課題となっているというふうにも聞いておりますので、そこら辺がレベルアップしていけないかということを考えております。そのほか、鮮魚商組合とこれも打ち合わせをしながら、どういう形が一番魚食普及につながっていくかというのは詰めてまいりたいというふうに考えております。

○村上寅美委員 関連だけど。だから、これは言ったように、平たく言えば、全国の魚屋さん大会だから、小売業の大会が熊本県に割り当ててきたということの大会なんですよ。だから、それはもうわかっと思うから。具体的に、もうとにかく、先生、県にお願いしとりますけんとか言わぬとたい。魚商も初めてなもんだから、先生、県にお願いしとるけん、よろしゅうお願いしますとしか俺には言わぬわけ。

私も筆頭理事ですから、魚商の。だから、ここだけじゃ無理だから連合会を引き込んで、熊本の場合は、特例で熊本地方卸売市場連合会も共催で一体となってやっていこうということで国のほうにも要望して、非公式だけど了解とってるから。そうしないと、ほら、金も何千万か要るらしいたい。そんならおまえ、魚商でどうするかということで、知事にも一応引き合わせまではしとりますから。

これはもう、僕も、この前、ことしがあるからと思って、静岡に来てくれというから行ったけど。それはもう、パーティーは5,000ぐらい入ってな、入り切らぬとだもん、にぎやかで。1万円、8,000円だったかな。だから、各種団体が全部、前川議員みたいな山からも来るわけたい、みんな。全部が県挙げての応援になつとるから、その辺の認識を——これからというから、課長、君がまだこれからと言うけど、君も行ったろう。あそこは。

○山口裕委員長 行ってないみたいですが。

○村上寅美委員 行ってない。誰が行ったの、課長。当時の課長は誰かな。来年があるからと言って——ああ、あれだった、ミカンのほうだった。

そういうことだったから、熊本の場合はパスば広げて、そして、その後寄附ももらわなんから、だから経済連とか漁連とかも巻き込んでしまえと。そうなるためには、魚商じゃ弱いから市場が主催になると、共催になるという形でやってますから、これから——まだやっくらぬとだろ、打ち合わせは。えらいゆっくりしとるね。やってくれよ、事務レベルがね。これは要望でいい。答えはいい。要望でいいから、ぜひとつ執行部もあれしとってください。

○西岡勝成委員 39ページ、今議会でも内野先生から質問がありました。外国人の雇用についてですが、研修生を含めて今1次産業に何名ぐらい雇用しているのか。これは、特区になって、またどのぐらいに広がっていくのか、まずその辺からお聞きしたい。

○千田農林水産政策課長 現在、特区のほうにも今提案をしておりますが、県内では、農林業に従事している外国人が、現在2,384名です。

○西岡勝成委員 農林業。

○千田農林水産政策課長 農林業になります。

○西岡勝成委員 水産は入っていない。

○千田農林水産政策課長 水産業は入っておりません。2,384名となっているところです。

○西岡勝成委員 すると、この特区を今度外国人受け入れの事業をやっていくんだけど、それでどのぐらいにふえていくものですか。

○千田農林水産政策課長 近年、JA等を通じまして調査したところでは、大体600名ほどの需要があると、今のところ考えております。ただ、詳細につきましては、今後特区の準備を進めていくに当たりまして、30年度の予算の中で改めてニーズも含めて調査を行う予定としております。

○西岡勝成委員 八代のある地区だけで1,000人、農業関係者だけで外国人の雇用があるという話なんですけれども、知事も外国で研修生として行かれた経験もある中で、やはりただ労働力として使うのか、文化交流も

含めて、国際交流をしながらやっぱり進めることによって、犯罪の抑止とかいろいろな面が出てくると思うんですね。

私、もう半年ぐらい前にテレビで見たんですが、鹿児島県の串木野では、公民館活動として、その地域の外国人雇用の人たちと地元の人たちの交流を積極的にやっているんですね、文化交流も含めて。そういうことをすることによって、犯罪の抑止とかいろいろな面のつながりが出てくると思うので、ぜひ、これは大きくやってもなかなか効果は薄いと思うので、地区地区で、そういう文化交流なり、スポーツ交流なり、そういう輪を広げることによって、先ほど言う、熊本県は非常に素晴らしいところだと、今後、例えばフィリピンとかベトナムとか中国とか、非常に熊本はよかったという雰囲気になると、またいい人材が後から県内に来てくれる可能性もあると思うんです。

しばらくは、これはどうしても外国人の労働力というのは頼りにしていかざるを得ない、特に1次産業については。そういう中で、やっぱり熊本県はよかとこばいというような、くまモンも含めて、そういう実際になるような地味な活動が必要だと思いますので、ぜひ、この辺は県が主導をされて、地区ごとに市町村と連携とってやってもらいたいと思います。その辺はどうですかね。

○千田農林水産政策課長 委員の御指摘のとおり、人口減少社会の日本におきましては、外国人材が非常に重要と考えておりまして、現在、特区につきましても提案を行っているところです。

先生御指摘のとおり、熊本がよかったと思えるような取り組みとしまして、知事も、農業研修生としてアメリカに渡ったときの経験として、非常に労働が苛酷だったということを繰り返しておっしゃっております。そういった面も受けて、今回の特区提案におきまして

は、外国人材の方に対する人材育成という点に非常に重点を置いてますが、熊本型特区の特色となっております。また、生活環境につきましても、例えば住宅の提供ですとか、年金負担金の猶予ですとか、もしくは職場への送迎といった生活環境面につきましても、特区の中で規制緩和を含めて改善が図られるようにという提案を行っているところです。

委員御指摘いただきました地域への活動につきましても、今後、調査等準備を進める中で、改めて検討を行っていききたいと。その上で、世界に選ばれる熊本として存在価値を高めていきたいと考えております。

○西岡勝成委員 よろしく。

もう1つ、むらづくり課なんですけど、中山間地域の農業経営の集約化といいますか、土地の集約化、経営体制、いろいろ村上先生がおられるのであると思うんですけども、果樹農家ね。この前、広島に研修に行かれて、90ヘクタール近くの大規模な農場ができてるとい話を聞いたんですけども、牛深も果樹の大きな産地だったんですけど、県の職員のOBが卒業されて、趣味も含めて果樹農家をやっておられるんですね、果樹を。話を聞くと、やっぱり自分も何とかまとめようと思っっているいろいろ地域の人たちと話すけど、なかなか、産地がばらばらでまとまりがなくて、1人消え2人消えして産地が弱体化していくと。なかなか離れとるので、例えば稲作とかそういうところと比べると非常に集約化なり合同の経営が難しいという話。村上先生がおられますけれどもね、河内とすれば——牛深あたり、まだ産地がばらばらなところがあるんですけども、その辺を今後どのように集約化なり経営の合理化をしていくのか、お尋ねをしたい。今までの経緯も含めて。

○大島農産園芸課長 農産園芸課でございます。私のほうからでもよろしゅうございます

か。

○西岡勝成委員 はいはい、結構です。

○大島農産園芸課長 おっしゃいますように、樹園地につきましても、なかなか集約が進みにくいという課題がございました。これを踏まえまして、私どもといたしましては、小規模の、例えば作業道ですとか、作業効率の上がるように、1枚、2枚、3枚と少ない畑の枚数をあぜ倒しなり、作業性が上がるような形のミニハードを仕組みまして、それを契機に、地域の中で引き受け手を見つけたり、農地の担い手の集積を進めるような形で、少しずつではございますが、後には公共的な大きなハード事業につながるような、何といいますか、足がかり的な予算を、ページでいいますと、何ページだったですかね、46ページの上段の2のところの熊本型樹園地集積モデル事業、こちらのほうで取り組みをさせていただいておりまして、県内6地区ほど取り組みが始まりつつございます。29年から取り組みを始めたような形でございます。

以上です。

○西岡勝成委員 非常に今までも、多分事例としても難しい部分があると思いますので、この辺は力を入れて、やはり他県との競争もあります。自由化の話もあります。その中で果樹が生き残っていくためには、やっぱりそういうバックアップをして生産体制をつくっていかないと、なかなか難しいと思うので、ぜひ努力をして……。

○久保田むらづくり課長 むらづくり課でございます。

中山間対策について、委員のほうから御質問ございまして、今大島課長のほうから、基盤とかそういったところを重点的にやっていくということもございましてけれども、加え

て、中山間対策で申しますと、どうしてもやっぱり平場と比べて、生産条件、コストが厳しいということでございます。やはりそこを支えていく上においては、当課で所管しておりますようないわゆる中山間地域等直接支払、こういったところへの経費に対する補填とか、あとは多面的機能ということで、通常、維持管理をしておりますそういった経費に対する支援。これらをやって、しっかり経営安定といいますか、下支えをしていく必要があらうかと思っておりますし、直接支払においては、今第4期対策に取り組んでございますけれども、国のほうも樹園地を想定したいいわゆる加算措置、急傾斜地加算というのを加えまして、特に果樹、いわゆる樹園地についてはそういった支援を行っているというところで、そこを広く取り組みを進めて、そういった支援も行っていくということも大事なことではなかろうかというふうに思っております。補足させていただきます。

○西岡勝成委員 ぜひ、後継者ができるためにも、やっぱりそういう整備体制をお願いしたいと思います。

○村上寅美委員 ちょっと1点よかですか、委員長。

さっき話したけど、外国人の技術交流という言葉で終わったけど、労務雇用としては呼べないんですか。もう最初から労務として雇用としてはどうなるの。

○千田農林水産政策課長 現在の外国人の農業現場での活用につきましては、技能実習制度というのがございますが、今回特区で提案しておりますのは、労働者としての外国人材の受け入れを提案しているところです。

○村上寅美委員 それは国に。

○千田農林水産政策課長 はい、国に提案して。

○村上寅美委員 国のチェックがまだあれだな、これは。しかし、それは可能ですか。どうなの、見込みは。

○千田農林水産政策課長 秋に内閣府のほうに提案を行いまして、1月末には、知事が出席した上でヒアリングを受けております。内閣府のほうから、年度内には、まず区域の指定を予定しているということになっておりますが、ちょっと正式な返答は、まだ出ていないところです。

○村上寅美委員 それは、熊本はそういう状況だけど、よその県も当然やってないということだね。法的には、それがクリアしとらぬなら。

○千田農林水産政策課長 既に本県よりも先に提案を行っている県がございまして、そちらのほうは、既に区域指定を受けております。その3地域においては、年度内にさらに区域計画の認定が予定されてまして、来年度中には、先ほど委員おっしゃった労働者としての外国人材の受け入れが始まる予定となっております。

○村上寅美委員 来年。

○千田農林水産政策課長 来年度中ですね。

○村上寅美委員 はい、わかりました。

○山口裕委員長 質疑の途中ですが、正午を超えましたので、この際、昼食のため、午後1時まで休憩いたします。よろしく申し上げます。

午後0時5分休憩

午後1時0分開議

○山口裕委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

○前田憲秀委員 25ページの流通アグリビジネス課のブランド確立・販路対策費についてお尋ねをしたいと思います。

7番、8番なんですが、特にこの新規事業、訪日外国人食の連携輸出、これをもう少し詳しく御説明いただいていいでしょうか。

○山下流通アグリビジネス課長 訪日外国人食の連携輸出拡大事業でございますけれども、これにつきましては3つの事業から成り立っております。

1つは、クルーズ船を活用しました、インバウンドを活用しました輸出拡大対策。あと、もう一つは、香港への直行便の——、今飛行便がございますけれども、それを活用しました輸出拡大対策。もう一つは、県内に在住されておられます外国人の方々、それぞれ、中国系の組織があったり、インドネシアの方々との交流があったり、フィリピンの方々との交流があったりということで、県内に交流できそうな海外の方々の組織が10個ぐらいございまして、その方々にニーズ調査等も行いながら、県内にいながらにして食品開発ができればということで考えております。今まででございましたら、海外に、たびごとにニーズ調査をする必要がございましたけれども、これを県内にいながらにして、なおかつ、県内におられるの方々にも、熊本のためになっただとか、熊本の食品はおいしいだとかいうことも相乗効果として出てくるんじゃないかなということで、今考えているところでございます。

以上でございます。

○前田憲秀委員 ありがとうございます。

主に、今の御説明で言うと、輸出拡大ということだったんですけれども、8番のほうが私が言いたいのは主なのかなと思うんですけれども、先ほどの労働者の話で、千田課長も少子高齢化で労働力が少なくなるというお話。消費も少なくなるので、熊本に来て外国人にしっかり熊本の農産物を食していただかないといけないという思いがあるんですね。そのためには、例えば、今回の一般質問でもありましたように、商工なんかは、熊本の魅力を発信すると、ネットを使ってとか、そういったものとの連携みたいなのは、この7番、8番あたりにはないんですかね。

○山下流通アグリビジネス課長 8番のくまもと地産地消活用促進事業の中には、ネットワーク活動といたしまして、農業の生産者から、あとは流通業者、食品加工業者、あともう一つは消費者、まとめて食のネットワークという会議が、外部でございまして、任意の団体でございまして、県内に2,000人以上の今会員さんがおられます。その中で、年に2回ほど、研修会をしたり地産地消の集いをやったりということで開催をしております。

あと、県といたしましては、ホームページ等で地産地消サイトを持ってございまして、加えて、月に2回ほどメルマガの配信を行っております。

○前田憲秀委員 わかりました。済みません、メルマガの存在を知りませんで、後でまた教えてください。

○山下流通アグリビジネス課長 はい。

○前田憲秀委員 この間、九州観光振興議員連盟というので九州の議員さん集まって話があったんですけれども、九州という単語をイ

ギリスのアーティストさんが発信したら、月に120万回だったですかね、すごいアクセスがあって、九州というのにとにかく欧米の人が今注目をしているという話がありました。その情報の発信というのは、非常に今大事な分野かなと思いますので、その生産者の連携はもちろん大事なんですけども、やはり行政が取り組むのは、それをまとめて、いわゆる海外に発信する、熊本に来たらこういうおいしいものが食べられますよという、モデルの方がいらっしゃるのかどうかわかりませんが、熊本に来たらあれを食べようとか、そう思っただけのような情報発信、ぜひやっていただきたいなというふうに思います。

要望しときます。よろしくをお願いします。

○山口裕委員長 ほかに質疑はありませんか。

○西岡勝成委員 前田先生のに便乗してですけども、この海外戦略で、ぜひ、日本一のだしの生産地のだしを——ヒトエグサあたりも今頑張っておられますけれども、ああいうみそ汁でもいいから、スープをぜひこういう機会に使ってほしいと思います。決して高くつく材料ではございませんので。にんべんという会社が、日本橋にだしバーをつくっているんですね。そして、これは物すごくにぎわっているんですよ。そういうことで、ぜひ、日本一の産地のだし原料をつくっているところでもございますので、こういうのを海外に広げていくために、ひとつぜひ、これはお願いで、要望で結構です。

○末松直洋委員 30ページから33ページ、農業技術課についてお伺いいたします。

農研センターの試験研究の方向性についてであります。農研センターにおかれましては、これまでオリジナル品種の育成、新たな

農業技術の開発などに取り組みまれ、稼げる農業の実現に大きく貢献されております。

しかしながら、TPP11など経済のグローバル化が進展する中で、熊本農業が今後とも安定して成長を続けるには、なお一層の生産性の向上が必要と考えます。

そこで、農研センターにおかれまして、来年度以降、競争力のある熊本農業の実現をするため、どのような方向で試験研究をされるのか、農研センターの下舞所長にお伺いいたします。

○下舞農業研究センター所長 競争力のある農業、稼げる農業の実現のためには、生産現場では何より新技術の導入が欠かせないと思っております。それを支える新品種、新技術、革新的な技術の開発を農研センターが担っていると思っております。

品種につきましては、これまで、水稻の「くまさんの輝き」やイチゴ品種の「ゆうべに」に続くような品種の開発を進めてまいりますとともに、種雄牛の造成等についても促進してまいりたいと考えております。

革新的な技術の開発につきましては、熊本の水稻、野菜、果樹、畜産などの栽培技術、肥培管理技術とか飼養管理技術について、特に、最近、ICT等を活用しました革新技術を用いまして、施設園芸のハウスの複合環境制御技術とかドローンによるリモート先進技術の開発などを加速化させてまいりたいと考えております。

技術の開発に当たりましては、農業者、消費者、流通業者などのニーズをしっかりと把握しながら進めるとともに、農業団体、市町村、あと普及組織とも連携して、農業現場の課題に即応した開発を進めてまいりたいと考えております。

○末松直洋委員 ありがとうございます。

私も果樹試験場に2年半おりましたので、

新品種の育成とか新技術の開発には非常に時間がかかるということも十分承知しております。イグサ、先ほど言われましたイチゴ、「くまさんの力」等、成功している例も多々あると思います。ただ、生産現場の思いと若干ずれがあることがありますので、今後とも生産者の声を生かした品種育成とか新技術の開発あたりに、ぜひ今後ともお力添えをいただければと思います。

もう1点、済みません、いいですか。

57ページの農地・担い手支援課の6番目の施設園芸集積総合支援事業ということであります。先ほど御説明があったんですけども、これは中古ハウスの移転とかの場合だけなのではないでしょうか。例えば、農業用ハウスを違うところに移設したいという移設費あたりは対象になるのでしょうか。お伺いいたします。

○鳥井農地・担い手支援課長 この事業につきましては、空きハウスが、高齢等でもう使われなくなったハウスがあった場合は、そういうものを農協のほうでどういうハウスがあるかというのを調べて、それを規模拡大とか新規就農の方で利用したいという方とマッチングしまして、現状で、再利用、土地を借りてする場合もありますし、使われる方の土地に移してする場合には、その移転費、修理費、そういう修繕費等も対象としております。

○末松直洋委員 実は、宇城市がこれから進めていく国営基盤整備事業が900ヘクタール規模で計画されておりますが、ただ、ハウスをどうしても移転しなければならないという場所とか、農地集積を進めなければ補助率が高くなるとか、そういった面において、やっぱりハウスの移転までは自分たちはお金出し切らぬというところがかかなりあります。農地集積を進めるためには、ハウスの移転あ

たりも、ぜひ——国営基盤整備事業の制度と一緒に頑張ってこういった事業ができるのかどうか、お伺いいたします。

○村山農村計画課長 国営の宇城地区に關しましては、今地区調査を進めておりまして、2年後ですかね、に向けた事業化を目指しております。

その中で、先生御指摘のハウスの集団化に伴う移転費用、これも非常に課題でございます。約900棟ですね、ハウスがあると承知しておりますけれども、今現行制度では、担い手課長が御説明したような県の支援制度とか、国の補助制度で農地耕作条件改善事業とかありますけれども、国営事業の中ではメニュー化されていません。ですので、そのあたりは既存事業を活用するか、または国営事業の中のメニューの創設とか、そういった国への働きかけとか、そういったことをしっかりやってまいりたいと思っております。

○末松直洋委員 御説明ありがとうございます。

ハウスを移転せんなら基盤整備かたらぬばいと、加入せぬという人もかなり出てくる可能性もあります。そういう声もありますので、しっかりと国のほうにそのメニューも入れてもらうように、ぜひ強い要望をお願いいたします。

○前川収委員 さっき話があった122ページ、漁港管理費の中の3番のマル新ですね。

県管理漁港内放置船対策事業ということで1,996万、県管理漁港内の放置船による被害防止対策に要する経費と書いてありますが、これは西岡先生がもうずっとおっしゃっていただけてますが、県内に4,000隻ぐらいの放置船があると。漁港内に、さっきの説明じゃ牛深漁港の中だというお話でありました。マル新ですから初めてやるんでしょうけれど

も、そもそも船を撤去なさるのか、それとも何かほかの船に被害が起こらないような処置をなさるのかが1つ。

それと、財源内訳を見ると、県費が146万円、諸費が1,850万円ということになってまして、諸費の内訳は何なのか。つまり、そもそも船には所有者がいて、本来所有者の責任で、それは放置してはいけないわけですし、管理なさるべきですし、要らない船はみずから廃棄しなきゃいけないということでしょうけれども、現状から言うと、漁港内ですらこういうふうに放置してしまうということになっている状況があるとすれば、もちろんほかの船に被害が出ないようにしなきゃいけないという理由はわかりますが、仮に、それを県がもう処理しますということをやっ飛ばせば、この後自分で処理する人は誰もいなくなって、もう全部ほっとけば県がやってくれますよというようなことになるようなやつ第1号になってはならないというふうに思っていますが、その辺の対策はどうなさってらっしゃるのか、諸費の内訳も含めて教えてください。

○田尻漁港漁場整備課長 まず、この放置船対策事業につきましてですけれども、これは牛深漁港に泊まってありまして、長年にわたって係留されてる、ある大型船の除去のための経費でございます。これにつきましては、再三にわたって指導を繰り返しましたけれども、連絡がつかずに、今これを廃棄物として認定するための作業を進めているところでございます。認定されましたら、漁港漁場整備法に基づきまして、除却命令を出して法的に対処していこうと考えるところでございます。

この諸費の内訳でございますけれども、当然、管理者が除却をする場合は代執行という形になりますので、その費用に関しましては本人のほうに請求するというところで、その費

用を充てるのが、この諸費に当たる部分でございます。

○前川収委員 撤去なさるといふこと、それから撤去費用については所有者に負担させるということのお話でありましたから、少し安心をいたしました。ただ、何遍連絡しても連絡がとれない人に、果たしてそれは負担をさせられるのかどうかというのは、また別な話としては問題があると思いますが、いずれにしても、やっぱりそういう気持ちというのかな、制度上の話としては、ここはおっしゃったようにぴしっと守つとかなないと、もう要するに、知らぬ顔しとけば勝手に県がやってくれますよということにだけは絶対ならないように、今後も注意していただきたいと思えますし、やっぱり徹底して処理費については所有者のほうから取るということの前提を崩さないようにしていただきたいと思えます。

以上です。

○田尻漁港漁場整備課長 そのように頑張っていきたいと思えます。

○岩田智子委員 21ページ、流通アグリビジネス課のくまもとの未来を築く子どもたちへの学校給食支援事業について、1,236万円というところで、利用促進に要する経費と書いてありますが、利用促進に要するというのがどういうことなのか、ちょっと説明をお願いします。

○山下流通アグリビジネス課長 流通アグリビジネス課でございます。

くまもとの未来を築く子どもたちへの学校給食支援事業につきましては、28年度から開始しておりますけれども、28年度のキックオフ大会を皮切りにいたしまして、まずは、学校給食に向けて加工品等も納入していったらどうかということで、この2年間取り組んで

まいりました。あと、一番利用の多いタマネギ等、そういった生鮮をなるべく長い期間流通させることができないかということで、今年度まで取り組んできたところでございます。

あと、11月の議会でも、うちの部長のほうから答弁いたしましたように、現地に、せっかく生産されているんだけど、なかなか学校給食に届けられないというのは、やはり今までの既存の流通の方々が間におられたり、学校給食のメニューがございますので、献立をつくる方がおられたりということで、既存の関係者がたくさんおられると。その方々と御協力をいただかないと、なかなか地元のものはつなげないんじゃないかということで、今年度新たに、また地域でモデル的に取り組んでいただければということで始めたところでございます。

具体的には、一番地域で農産物が集まっているのは物産館だろうというふうに思っております。この物産館を食材の集約機能ということで一つ位置づけをさせていただいて、それを学校給食に納入している方々のもとへ届けまして、それを学校側に届けるという、給食センターに届けるといった、そういった地域連携の流通事業を立ち上げていきたいというふうに考えているところでございます。

○岩田智子委員 ぜひ、地産地消という意味でも給食にたくさん取り入れていただきたいんですけども、やっぱり量とかそういうものも関係してきますので、大きな学校とかセンターとかなかなか難しいと思いますけれども、ぜひたくさん広げていっていただきたいという強い思いがあります。よろしく願います。

続けていいですか。

○山口裕委員長 どうぞ。

○岩田智子委員 種子、種を守るというような取り組みを今度いろいろされていますが、41ページですね。

優良種子の安定供給とか、大豆の生産に必要な優良種子の確保とか、そういう何か種子法とかに関連してのものだと思うんですけども、実際、農家の方々は、こういうことに関して、県への要望とか、こんなふうにしてほしいというような気持ちみたいのが来ているのかどうか——、私も農家じゃないので、ちょっとよくわからないのですが、消費者としては、やっぱり種を守ってほしいとかそういう気持ちがあるので、ちょっと教えていただければと思います。

○大島農産園芸課長 農産園芸課でございます。

委員から御質問のありました主要農作物種子法に関して申しますと、お米と麦と大豆のみが対象になっております。これ以外に、種苗関係では、種苗法ですとか、ほかに農産物検査法とか幾つかございまして、廃止にもう既になりましたのは、米、麦、大豆を所管しております主要農作物種子法でございます。

こちらにつきましては、法廃止後につきましても、熊本県では、先ほどちょっと紹介がありました農業研究センターのほうを中心に、熊本に適する品種を選び出す、もしくは育成をする、さらに、その大もとになります種子につきまして、原原種と言われる、何と申しますか、種子の大もとのものを生産いたしまして、それを3年間に分けてふやしていくことで農家に提供するような仕組みをとってございます。

そういう形で、既に構築された制度と仕組み、それから、先ほど御紹介しました予算を昨年同様措置いたしましたので、種子をつくられている農家のほうから、もしくは種子を購入して本年産稲作をされる、そういった農家のほうから、特に心配の声は聞こえてきて

おりません。という状況でございます。

以上です。

○岩田智子委員 ありがとうございます。よくわからないことをしっかり教えていただいております。ありがとうございます。

それから、農研センターのことで、去年、台風の後だったですかね、訪問させていただいて、すごく古いところだったし、それで壊れていたの、地震の後もですね。今度いっぱい修復の予算があるので、本当きちんと仕事がしやすいようにきれいになればなというふうに思っていますので、これはよかったなということが1つと、以上です。済みません。

ありがとうございました。

○西岡勝成委員 122ページ、漁港漁場整備課長にお尋ねしたいんですが、最近温暖化で非常に潮位が高くなってきて、漁港、港湾、建設海岸、海岸線のかさ上げというのが、非常に、本当に私たちも、若いころと今とすると、潮位が20センチも30センチも上がっているんじゃないかと思うぐらい、特に大型台風時は、もう気圧が下がるものですからひどいんですけれども、今からこのかさ上げをしていくのに相当金がかかっていくだろうと思うんですが、この県管理漁港だけでも、そういう潮位が高くなって、に対する対策費というのは大体見積もりなんかされている。随時、今重要なところから工事はされているんですけれども、全体的に将来まだまだ金がかかっていくと思うんですけれども、その辺はどうですか。

○田尻漁港漁場整備課長 漁港の高潮に対する対策でございますけれども、今実際に高潮でつかって困っているところから順次工事を進めているところでございます。ただ、全部が全部つかっているわけではなくて、今必

要なところはヒアリング等をしてまして、その場所についてやっておりますので、全体像としてどれだけあるかというのは、ちょっとまだつかめてない状況でございます。

○西岡勝成委員 これは将来的なことも含めて緊急を要するところからやっていかざるを得ないと思いますけれども、その辺も将来的にどのぐらい金がかかっていくのか、ぜひ、漁港なら漁港だけでも結構ですので、港湾もあれば建設海岸もある、それぞれ県内でかなり金がかかっていくと思いますので、その辺はひとつ調査をしとってください。

○山口裕委員長 ほかに質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○山口裕委員長 なければ、これで付託議案に対する質疑を終了いたします。

それでは、ただいまから、本委員会に付託されました議案第45号、第54号、第55号、第91号及び第108号について、一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○山口裕委員長 異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第45号外4件について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○山口裕委員長 異議なしと認めます。よって、議案第45号外4件は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○山口裕委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申し出が3件あっております。

まず、報告について、執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

それでは、報告をお願いします。

○千田農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。

常任委員会報告資料の(1)、熊本地震による農林水産業の被害及び復旧・復興の状況について、1ページのほうをお願いいたします。

熊本地震による農林水産関係被害について、2ページの下段のとおり、被害額の確定を行うものでございます。前回の昨年4月に公表した1,777億円余に比べ、農業施設の新たな被害把握による増額等により48億円余の増額となっております。

3ページ以降は、被害に対する対応状況について、最新の状況を朱書きで記載しております。

1点だけ御紹介させていただきます。

3ページの下段、被災農業者向け経営体育成支援事業について、未契約状態解消のため、マッチング支援に取り組んだ結果、平成28年度申請分及び平成29年度申請分ともに、未契約数はゼロとなっております。

続きまして、農林水産常任委員会報告資料の(2)、林地開発や農地転用等を伴う太陽光発電設備の現況について報告させていただきます。

1ページをお願いいたします。

11月定例会の本委員会での御指摘を受け、平成24年4月以降、林地開発や農地転用等の許可を行った1ヘクタール以上の145カ所の太陽光発電施設のうち、大規模かつ傾斜地にある14カ所を抽出し、本年1月から2月にかけて、事業者や地元市町村立ち会いのもと、現地調査を行いました。

2ページをごらんください。

①の防災施設の設置・管理状況については、13カ所で調節池、排水施設が設置されており、点検も適宜行われておりました。

下段の②、設備の撤去及び処分計画については、固定価格買い取り制度終了後は、発電継続予定が5カ所、撤去、処分の予定が9カ所ですが、撤去、処分の予定のうち、6カ所は買い取り価格等の動向次第とのことでした。

また、右の枠になりますが、その費用について定期的な積み立てを実施しているのは8カ所でした。

3ページをごらんください。

③の施設敷地内での土砂災害等についてです。4カ所で6件、のり面崩壊等が発生していますが、4月復旧予定の1件を除き、既に復旧が完了しておりました。

中段の④、周辺住民との協定締結ですが、7カ所において災害防止や景観保全等について協定が締結されておりました。

下段の⑤、市町村から伺った地域住民の声ですが、工事中の土砂流出や景観への配慮等、事業者への要請については、それぞれ対応が進んでおりました。一方、市町村の景観審議会において、景観計画の見直しを検討中であつたり、開発行為の審査制度の改善を求める声や太陽光発電を遊休地の有効活用策として推進する意見も伺っているところです。

下段の総括としては、今回の抽出調査においては、施設の管理は適正に行われており、施設からの土砂流出等の発生は確認されておりません。一方、撤去及び処分費用については、いずれも計画はあるものの、14カ所のうち6カ所は費用の積み立てが行われていませんでした。

4ページをお願いいたします。

今後の方針等ですが、太陽光発電事業については、災害、環境上の懸念や地域住民との関係の悪化等、種々の問題の顕在化を受け、

平成29年3月、維持管理や事業終了後の撤去、処分等の適正化のため、資源エネルギー庁がガイドラインを制定、同年4月には、保守点検、維持管理の違反等には、改善命令や認定取り消しを可能とする改正FIT法が施行されています。

また、同年9月、総務省が、環境省、経済産業省に対し、使用済みパネルの適正処理やリサイクルシステム構築について法整備を含めた検討を勧告しています。

こうした動きを受け、林野庁、経産省においては、林地開発や環境保全に係るガイドラインやパネルの適正処理対策について検討が行われているところです。

県におきましては、今回の調査結果について関係省庁に情報提供を行うとともに、さらに、景観悪化に対する法令整備について引き続き要望を行うのに加え、災害撤去等に関する制度改善について要望を予定しております。一方、地域においては、関係法令、ガイドライン等に沿った指導とともに協定締結を働きかけてまいります。

農林水産政策課からは以上です。

○鳥井農地・担い手支援課長 報告の(3)、新規就農者の状況につきまして、平成29年の調査結果がまとまりましたので、御説明をいたします。

なお、今年度につきましては、昨年度まで新規就農者と新規雇用就農者を分けて報告しておりましたが、国に合わせまして、2つを合わせて新規就農者として取りまとめさせていただきます。

1の調査結果ですけれども、平成29年5月1日時点の県内の新規就農者は463人で、昨年から39人減少いたしております。

内訳は、新規学卒就農者が19人増の74人、Uターン就農者が20人減の85人になり、この2つを合わせた親元就農者は159人で、昨年とほぼ同数でございました。また、新規学卒

就農者のうち37人が農業大学校の卒業で、昨年から20人ふえております。また、農外からの新規参入者は10人減の131人でした。さらに、農業法人等の新規雇用就農者は、全体の景気動向が上向いているため、前年から28人減少し、173人ございました。

2ページをごらんください。

年齢別に見ますと、20代が最も多く、次いで30代となっております。20代は、新規雇用就農や新規学卒が多く、30代になりますと、雇用就農のほか、新規参入とUターンが多くなります。

3ページをごらんください。

地域別に見ますと、菊池地域が89人で最も多く、次いで熊本地域が76人、玉名地域が58人でした。

4ページをお願いします。

営農類型別に見ますと、施設野菜が151人と最も多く、次いで露地野菜91人、稲作等42人、果樹41人でした。施設野菜はUターンの割合が大きく、畜産では雇用就農が多くなっております。

5ページをお願いします。

雇用就農を除きます新規就農290人のうち171人が国の農業次世代人材投資資金の受給者でした。45歳未満では55%、新規参入においては81%が受給をしております。

なお、本県の28年度の給付金の受給者は、引き続き全国1位でした。

6ページをお願いいたします。

新規就農者の定着状況ですけれども、平成24年から28年までの新規就農者のうち、離農者は59人で、離農率は3.8%と、前年調査の4.1%よりも0.3ポイント改善いたしております。

親元就農と新規参入を比較しますと、新規参入が6.1%と、離農率が高くなっておりますが、製造業やサービス業などの離職率が20~30%となっておることに比べますと、定着率が高いと言えます。

7ページでは、離農者の内訳を見ますと、農業系以外の高校を卒業したUターン及び新規参入者の離農が多くなっております。また、青年就農給付金の受給者は36人ですけれども、このうち、準備型を受給して認定研修機関等で研修を受けた者の離農はありませんでした。

今後も、農業次世代人材投資資金をしっかりと活用しながら、農業大学校を中心に、農業高校との連携を強化しながら新規学卒就農者の育成を進めますとともに、市町村やJAと連携しまして、認定研修機関等を経由したUターンや新規参入者の受け入れと定着に取り組んでまいります。

以上です。

○山口裕委員長 以上で報告が終了しました。質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

○前川収委員 地震に対する対応の中で、被災農家のための経営体育成支援事業、9月の代表質問で私も質問させていただきましたが、皆さん方の努力によって申請して未契約というのがゼロになったという御報告をいただいて、御努力に敬意を表したいというふうに思います。ただ、事業は続いておりまして、フェーズが変わっていく状況の中で、まだ新しい課題も出てきているようでもありますので、きょう、ここでは言いませんけれども、その課題もそれぞれ適切に対応いただきますようお願いを申し上げておきたいと思っております。この点は以上です。それから、もう1つ、別にこれは答え要りません。ただ感想です。

それと、林地開発や農地転用を伴う太陽光発電の設備についても、幾つか抽出いただいて見にいらしていただいたということで、全体的にはちゃんとやってらっしゃるところが多かったということだと思いますけれど

も、ぜひ、こうやって見に行くぞということがとても大事で、1年、2年は頑張ってみてらっしゃっても、だんだんだんだん人間は誰でもそうでしょうけれども、関心が薄れたりしていくし、管理者側もやっぱり手を抜き、誰も見にこないからどうせわからぬものというところで手を抜いてしまうということもありがちでございますので、ぜひ定期的には調査をしていただきたいというふうに思っていますし、また、撤去について、20年後のことについて、まだ未定のところもあるようでありますから、そこはやっぱりしっかり後計画まで含めてちゃんとやってもらいたいし、それをやるために、できれば住民協定ですね。地域住民との協定を結んで、20年後はこういう形でちゃんともとに戻しますと、継続しますと。継続するといったって、何年継続するのかわかんないんですね。また、パネルの寿命というのも当然ありますから、継続しますと、20年たちました、25年やりますのか、何年やりますのか、わかりません。パネルの寿命が来た後は発電効力はとても悪くなるんでしょから、そこはまた引き続き発電をしていきますということの先がどうなっていくのかというのはちょっと見えないですね。パネルを変えると、更新するという話であれば、また別かもしれませんが、多分それはないだろうと思います。FITが切れた後に固定買い取り制度がなくなって、どうも九電の状況、地域の電力会社の状況を見ても、余り太陽光発電というのは、ピーク時が一遍に来て、なかなか調整が難しい電力だという話も伺っておりますから、その辺は、また引き続き後追いをさせていただければなというふうに思います。

以上です。

○山口裕委員長 ほかにありませんか。

なければ、これで報告に対する質疑を終了します。

次に、その他に入ります。

まず、ここで私のほうから、12月の委員会において取りまとめを御一任いただきました平成29年度農林水産常任委員会における取り組みの成果について、お手元に配付のとおり案を作成しましたので、御説明します。

この常任委員会における取り組みの成果は、今年度の当委員会の審議の中で、委員から提起された要望、提案等の中から取り組みが進んだ主な項目を取り上げ、3月に県議会のホームページで公表するものです。

項目の選定等について、橋口副委員長及び執行部とで協議をし、当委員会としては、4項目の取り組みを上げた案を作成いたしました。

ここに上げた項目は、いずれも委員会審議により、取り組みが進んだ、あるいは課題解決に向けての検討や調査が動き出したようなものを選定しております。

もちろん、この項目以外の提起された課題や要望等についても、執行部で調査検討等が続けておられますが、これらの項目を特に具体的な取り組みが進んでいるとして取り上げさせていただきました。

皆さんにお尋ねですが、この案につきまして何か御意見等はございませんでしょうか。

○前川収委員 よくまとめられていると思います。

○山口裕委員長 それでは、この案でホームページへ掲載したいと思いますので、よろしくお願いたします。

なお、この後、文言の整理、修正があった場合は、委員長に御一任いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり）

○山口裕委員長 はい。そのように取り計らわせていただきます。

それでは、ほかに委員の先生方から何かご

ざいませんか。

○前川収委員 私のほうから、国に対する意見書の提出についての意見を述べさせていただきたいというふうに思います。

2つございます。

1つは、農協改革に対するJA自己改革の尊重・支援に関する意見書ということで、できれば、皆さん方に2種類ともに資料として出していただきたいんですけども……。

○甲斐議事課主幹 では、委員長、お配りしてよろしいですか。

○山口裕委員長 はい、お願いします。

（資料配付）

○前川収委員 配ってらっしゃる間に話しておきたいと思いますが、農協改革については、もう既に御承知のとおり、農林水産業・地域の活力創造プランということの中のものとして農協改革をやっていくという大きな枠組みがあるわけでありましてけれども、その中でいろんな議論があっている状況を見ると、どうも現場の状況とはかけ離れた話があるというふうに伺っておりますし、来年5月には、その実行をしていくということでもあります。

JAとしては、熊本の農業の基幹的な組織であり、JAがなくなれば、多分末端農家の農業というのはなかなか成り立たないというふうに思っております。

また、改革プランの中に入っている金融との分離とか、それから准組合員の扱いとかという部分については、例えば、農業資金を借り入れしようと思っても、市中銀行が今の田畑、農業施設をどれほどの資産価値を見て担保物件として見てくれるかというのは非常に疑問があります。

だからこそ、農協が金融事業もやっているわけでありまして、ここに書いてあります

とおり、1番は、JAグループの自己改革、みずからの改革ということをしかりと認めてもらいたいということが1つ。

1番が、その自己改革で、内容は、農業者の所得増大、農業生産の拡大、それから地域の活性化というような現場の視点に立った万全の対策を講じることと、2番が、農協制度の見直しの検討に当たっては、JAグループの自己改革の内容を尊重することという2つの意見書を国に対して提出いただければというふうに思っております。

それと、もう1点は、青果物等の首都圏への持続可能な輸送体系の構築に向けた支援を求める意見書でありますけれども、これは、労働法改正の中にあつて、1日の労働拘束時間が13時間、最長でも16時間ということになっております。それはそれとして、とても大切なことですからいいと思っておりますけれども、現実問題とすれば、熊本で生産された青果物や野菜関係が、約4割は首都圏に出荷しております。その4割の首都圏出荷のほとんどが、9割以上がトラック輸送によって賄われており、現実には、今のこの制度の適用があると、トラック輸送で送れないと。簡単に言えば、途中で中継して運転手さんを変える。同乗して行って変えるじゃだめなんですね。同乗は拘束時間に入りますから、別な人が全く違うところで待っていてくれて、そこで乗りかえて行ってもらってやっていくということ以外に方法はないということでありませう。

ですから、できれば1クールですね。熊本から出発して、そして戻ってくるまで、これを1クールとして考えたときに、その全体の拘束時間を日数で割るとというような形で見ただけだと、複数日の平均時間ということで運用していただければ、この適用にならないということになると思ひます。それが記の1番です。そういう見方での運用をしていただきたいということ。

それから、2番は、これは、いろんなトラック輸送以外の産地におけるこの輸送体系というものを構築していかなければ多分だめなんだろうというふうに思ひますので、もちろん——とはいえ、トラック輸送が全くなくなるはずはないわけでありませうから、トラック輸送と組み合わせをして、例えばRORO船というんですかね、そういう船を使つたり、鉄道を使つたりという、そういったモーダルシフトをしかり構築していくための取り組みに対して支援をいただきたいという、その2点を意見書として出させていただければというふうに思ひますので、委員長、よろしくお願ひいたします。

○山口裕委員長 はい。

ただいま、前川委員のほうから2件の意見の提出について御提案がありました。皆さんのお手元にも前川委員の意見書の案を配付させていただきました。いかがいたしましませうか。意見書を書記から読み上げさせませうか。

○村上寅美委員 今説明があつたらうが。

○山口裕委員長 はい。今ほとんどもう内容を説明されましたので……。

○村上寅美委員 よかね、ちょっと関連で。

例えばコンテナ輸送たい、コンテナ。車はいかぬから、コンテナだけを整備して、それはどうなるのかな。

○山下流通アグリビジネス課長 流通アグリビジネス課でございます。

JRのことだろうと思ひますけれども、コンテナ輸送に對しましては、東京まではどうしてもトラック輸送のほうが割安で行きませう。仙台よりも遠くなればJR輸送のほうが安くなるということござひませう。

期間としましては、トラックですと、3日間、24時間で大体行くんですけども、生産後3日で消費地に届くという形でございますけれども、JRを使いますと、プラス1日余計にかかりますのと、あと、JRは時間帯で動いておりますので、その列車の時間に間に合わないと載せていけないと、選果場の時間には合わせてくれないというところがございます。

○村上寅美委員 そうすると、コスト的には。

○山下流通アグリビジネス課長 コスト的には、仙台より遠くなればJR輸送のほうが安くなります。

○村上寅美委員 定期便が出ているわけよね、博多から。これは水産ですよ、水産。水産では、とびうお号というてね、水産専門で定期便が出るとるわけたい、列車が。夜の5時か、翌日売りに大阪までは間に合うというような形の定期便が出てるんですよ。だから、僕はコンテナの質問をしたんだけど、だから、そこまで運送屋さんが博多まで持っていけば、その定期便に乗れるわけたいね。だから、時間帯は今言うようにトラックのほうが早い。早いけど、物によって、もちろんそれ生鮮だから、物によっては時間帯よりもコストの問題とかいろんな問題で送ることがありますからね。ただ、ジュースなんていうのは、時間の問題じゃないから、加工品は。生鮮は時間の問題だわな。その辺のところは説明できるかな。

○山下流通アグリビジネス課長 青果物の場合は、選果場で取りまとめまして、JRコンテナを使うかトラックを使うかということになるかと思いますが、一番初めの出荷が、11時ぐらいからトラックが着きまして出

荷していきまして、大体最後は6時、7時、夕方までかかるもんですから、なかなか1日1便、1日2便のJRコンテナには間に合わせることができないというのが今現状でございます。

今年度から、団体とも一緒に検討を始めておりますけれども、それを含まれてもJRコンテナの場合は遠隔地に行けば安くなりますので、JRコンテナの利用、または前川委員からございましたRORO船という船、船便を使った輸送につきましては、今熊本から使えそうな便が大分発と博多発、小倉発とございますので、その時間帯を見ながらそれぞれ振り分けていく必要があるのかなということで、トラック協会と農業団体と県と一緒にしながら、ちょっと産地の出荷状況も見合せながら今後検討していくということで今検討を始めたところでございます。

○村上寅美委員 俺はよそのことは知らぬけど、河内ミカンを日通と九州産交で選果場にとりにくるんですよ。選果場渡しなんですよ、運送屋に。運送屋が責任持って東京市場等目的地に運んでくれるわけたい。だから、それを見てるから、そしてコストも大幅にそれは下がってるんですよ。ですね。だから、その辺のところ、コストの問題と時間の問題等を——ちょっと一度、河内と言わぬけど、河内が一番よかたい。生産工場に行って現場を見る必要があるね、君は、県も。そうすると、なるほどというようなところが出てくるはずだから。ですね。価格も違うんですよ、全然。工場渡しということで出せば、工場渡しだもんだから、だから、それはもう東京青果なら東京青果に出す仲卸さんが、あるいは問屋さんが、もう工場で買い取って、車は自分で入れるわけたい、自分で。生産者は、あくまでも工場渡しになつとるもん。そういう状況たい。

○前川収委員 提案者として言いますと、それができなくなると。

○村上寅美委員 できなくなるの。

○前川収委員 今のままではあれば、5月からその労働基準法の改正があつて、トラック輸送そのものが非常に長時間労働拘束をするから、できなくなるからこの意見書を出してくださいという話であります。

○村上寅美委員 できなくなる可能性がある……

○前川収委員 可能性があるということです。

○村上寅美委員 それはいかぬよ。

○前川収委員 だから意見書を出しているんです。

○村上寅美委員 それはやっぱり時代逆行だもん。な。今の利便性があつてたい、コスト的にもあるのを法でくくって、逆にマイナス要素をつくるようなことはいかぬから、ぜひやりましょう。

○前川収委員 お願いします、委員長。

○山口裕委員長 ありがとうございます。

それでは、配付した意見書(案)について、皆さんの質疑を受けたいと思います。

初めに、農協改革に対するJA自己改革の尊重・支援に関する意見書(案)について、質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○山口裕委員長 それでは、委員会から議長に農協改革に対するJA自己改革の尊重・支援に関する意見書を提出したいと思います

が、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○山口裕委員長 異議なしと認め、この意見書(案)により、議長宛てに提出することに決定しました。

次に、青果物等の首都圏への持続可能な輸送体系の構築に向けた支援を求める意見書(案)について質疑を受けたいと思います。

○岩田智子委員 今前川委員のお話とかお聞きして、現実的にはこうだろうと、とても私も思いますが、トラックに乗ってらっしゃる労働者の方々の御意見もちょっと聞いている身としては、やっぱり1番のところの改善基準告示を複数日の平均時間として運用するという、この1番に関して、やっぱりどうしても今のところ私としてはどうかなというところがありますので、質疑というよりも意見としてお話をしておきます。よろしく願いいたします。わかります、現実的には。

○山口裕委員長 私も、前川先生から御意見をいただいて整理をさせていただいたんですが、1日最大16時間の拘束時間ということで、今度1番目に書いてあります改善基準告示が定められるわけですけども、先ほど——ここに書いてあるのは「複数日の平均時間として」という表現をしておりますが、月単位でいくと293時間という制限になっておりますので、ここの基準はしっかり守っていただくという前提をもって、その中で柔軟な運用、弾力的な運用をやっていただければという御意見でございますので、岩田先生の御意向、そして、熊本県の今の首都圏の輸送の状況に応じて、現実的な文言ではないかというふうに思っております。いかがでしょうか。

○岩田智子委員 わかりませんが。ありがとうございます。

○山口裕委員長 ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○山口裕委員長 それでは、委員会から議長に青果物等の首都圏への持続可能な輸送体系の構築に向けた支援を求める意見書(案)の提出をしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」「反対です」と呼ぶ者あり）

○山口裕委員長 それでは、反対の表明がありましたので、挙手により採決いたします。

この意見書(案)を議長宛てに提出することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○山口裕委員長 挙手多数と認めます。よって、この意見書(案)を議長宛てに提出することに決定しました。

ほかに、その他で委員の皆様から何かございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○山口裕委員長 なければ、以上で本日の議題は全て終了いたしました。

それでは、これもちまして第7回農林水産常任委員会を閉会いたします。

午後1時58分閉会

○山口裕委員長 なお、本年3月末をもって退職される方が、本日4名出席されております。4名の方々に一言ずつ御挨拶をいただければと思っておりますが、委員の皆様、よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○山口裕委員長 それでは、お一人ずつ、一言ずつでも構いませんので、お聞かせいただければと思います。

まずは、下舞農業研究センター所長からお願いいたします。

（農業研究センター所長、農業技術課長～農林水産部長の順に退任挨拶）

○山口裕委員長 それでは、本年度最後の委員会でございますので、私のほうからも一言御挨拶を申し上げます。

この1年間、副委員長を初め各委員の皆様におかれましては、御協力をいただき、委員会活動を進めてまいりました。濱田部長を初め執行部の皆さんにおかれましては、迅速な対応をしていただきまして、委員会の有効な審議に寄与していただいたと思っております。その御協力に厚く感謝申し上げます。

先ほど御挨拶をいただきましたが、御勇退をされる4名の皆様には、今後とも県の発展に御尽力いただければ幸いです。よろしくお願いたします。

本年度、私は、災害からの復旧、復興を一つの旗印として取り組まさせていただきました。そういった中でも、できたこと、できなかったこと、あると思っております。

今後も、しっかりと熊本の農業の復旧、復興に皆さんに御尽力いただきまして、そして、さらには稼げる農業の実現に向けて頑張っただけであれば、我々にとっても喜ばしいことであると思いますので、どうぞよろしくお願いたします。

最後になりますが、皆さんの御協力、御活躍、そして今後の御健勝、御多幸をお祈りしまして、御挨拶にかえさせていただきます。

本当にありがとうございました。（拍手）

それでは、橋口副委員長のほうから御挨拶をお願いいたします。

○橋口海平副委員長 この1年間、山口委員長のもとで、また皆様方に御指導、御鞭撻いただき、本当にありがとうございました。

また、執行部の皆様方におかれましては、真摯に御対応いただきまして、本当にありがとうございます。

この1年、改めて、農林水産業の熊本においてのウエートが非常に重いということを改めて勉強させていただきました。

今後とも、皆様方とともに、農林水産業の発展、そして熊本県政の発展のために、頑張ってまいりたいと思います。

本当に1年間お世話になりました。ありがとうございました。（拍手）

○山口裕委員長 以上で終了します。

委員の皆様方、執行部の皆さん、大変お疲れさまでした。

ありがとうございました。

午後2時3分

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

農林水産常任委員会委員長